

【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2025年6月27日
【事業年度】	第55期（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）
【会社名】	株式会社セック
【英訳名】	Systems Engineering Consultants Co.,LTD.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 櫻井 伸太郎
【本店の所在の場所】	東京都世田谷区用賀四丁目10番1号
【電話番号】	03（5491）4770
【事務連絡者氏名】	取締役管理本部長 杉山 寿顕
【最寄りの連絡場所】	東京都世田谷区用賀四丁目10番1号
【電話番号】	03（5491）4770
【事務連絡者氏名】	取締役管理本部長 杉山 寿顕
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町2番1号）

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

回次	第51期	第52期	第53期	第54期	第55期
決算年月	2021年3月	2022年3月	2023年3月	2024年3月	2025年3月
売上高 (千円)	6,525,920	6,560,259	7,488,985	8,534,531	10,295,370
経常利益 (千円)	1,054,251	1,107,058	1,278,655	1,547,922	1,893,682
当期純利益 (千円)	727,684	780,299	878,831	1,105,316	1,344,002
持分法を適用した場合の投資利益 (千円)	—	—	—	—	—
資本金 (千円)	477,300	477,300	477,300	477,300	477,300
発行済株式総数 (株)	5,120,000	5,120,000	5,120,000	5,120,000	5,120,000
純資産額 (千円)	6,575,753	7,090,899	7,602,832	8,398,504	9,330,262
総資産額 (千円)	7,935,333	8,425,208	9,185,111	10,108,931	11,775,495
1株当たり純資産額 (円)	1,286.75	1,385.85	1,492.76	1,647.72	1,829.45
1株当たり配当額 (うち1株当たり中間配当額) (円)	57.00 (—)	61.00 (—)	69.00 (—)	87.00 (—)	110.00 (—)
1株当たり当期純利益 (円)	142.39	152.56	172.49	216.90	263.58
潜在株式調整後1株当たり当期純利益 (円)	—	—	—	—	—
自己資本比率 (%)	82.9	84.2	82.8	83.1	79.2
自己資本利益率 (%)	11.3	11.4	12.0	13.8	15.2
株価収益率 (倍)	19.60	14.83	19.19	23.19	17.17
配当性向 (%)	40.0	40.0	40.0	40.1	41.7
営業活動によるキャッシュ・フロー (千円)	△52,127	642,954	526,787	384,074	△250,488
投資活動によるキャッシュ・フロー (千円)	△40,654	28,720	△303,568	△139,180	△40,965
財務活動によるキャッシュ・フロー (千円)	△423,191	△290,698	△381,510	△352,991	△445,434
現金及び現金同等物の期末残高 (千円)	2,853,976	3,234,956	3,076,668	2,968,575	2,231,686
従業員数 (人)	301	318	332	347	351
株主総利回り (%) (比較指標：TOPIX) (%)	104.9 (142.1)	87.7 (145.0)	128.8 (153.4)	195.4 (216.8)	180.8 (213.4)
最高株価 (円)	3,830	2,860	3,760	5,700	5,620
最低株価 (円)	2,444	2,015	2,102	2,892	3,100

- (注) 1.当社は連結財務諸表を作成しておりませんので、連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移については記載しておりません。
- 2.持分法を適用した場合の投資利益については、関連会社がないため記載しておりません。
- 3.潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。
- 4.第55期の1株当たり配当額には、上場20周年記念配当5円が含まれております。
- 5.最高・最低株価は、2022年4月4日より東京証券取引所プライム市場におけるものであり、それ以前については東京証券取引所市場第一部におけるものであります。

2【沿革】

年月	事項
1970年 5月	東京都渋谷区代々木にて株式会社セックを設立
1971年 3月	社会基盤システムB Fの最初の案件として「高速道路管制システム」を受注
1971年 3月	宇宙先端システムB Fの最初の案件として「ロケットエンジン高空性能試験システム」を受注
1979年10月	エンベデッドソフトウェア（組込みソフトウェア）の最初の案件として「水系テレメータシステム」を受注
1984年 1月	モバイルネットワークB Fの最初の案件として「電力送電網通信回線監視制御システム」を受注
1984年 6月	社団法人情報サービス産業協会（JISA）の会員となる
1985年 6月	大阪市淀川区西中島にて大阪事業所開設
1989年 3月	通産省（現、経済産業省）システムインテグレータに登録される
1989年 5月	当社ビジネスの国際化推進のための戦略子会社として、株式会社セック・インターナショナル（当社出資比率100%）を設立
1991年 2月	通産省（現、経済産業省）システムインテグレータに認定される
1992年 1月	米国にて実地にビジネスを展開するため、カリフォルニア州サニーベールに株式会社セック・インターナショナルの100%子会社としてAMSEC, INC. 設立
1995年 5月	インターネットB Fの最初の案件として「図書館マルチメディアシステム」を受注
1997年 6月	本社を東京都渋谷区桜丘町に移転
1998年 1月	ISO 9001の認証を取得
1998年12月	株式会社セック・インターナショナルが当社グループのソリューションビジネスを担当することとなり、同社とビジネスの関連のなくなるAMSEC, INC.の株式を同社より譲渡を受け、AMSEC, INC.を当社100%子会社とする
1999年 2月	WAP Forum（現、OMA）に入会して、携帯電話関連国際標準技術の調査研究活動を本格化
1999年 7月	ワイヤレスB F（現、モバイルネットワークB F）の最初の案件として「携帯電話端末エンベデッドソフトウェア」を受注
2000年 4月	当社グループ統合により経営効率を高めるため、株式会社セック・インターナショナルを吸収合併
2000年12月	ISO 14001の認証を取得
2001年11月	財団法人日本情報処理開発協会よりプライバシーマークの使用許諾を取得
2003年 3月	情報セキュリティマネジメントシステム(ISMS)認証を取得
2003年11月	社団法人日本ロボット工業会に入会して、ロボットソフトウェアの調査研究活動を本格化
2004年 6月	日本証券業協会に株式を店頭登録
2004年 9月	東京都渋谷区桜丘町に渋谷第2オフィス開設
2004年12月	日本証券業協会への店頭登録を取消し、ジャスダック証券取引所に株式を上場
2005年12月	ロボット分野の研究開発として、NEDO(新エネルギー・産業技術総合開発機構)の「次世代ロボット共通基盤開発プロジェクト」に参加し、R T(Robot Technology)ミドルウェアの実装を担当
2007年 4月	ISO/IEC 27001の認証を取得
2010年 4月	ジャスダック証券取引所と大阪証券取引所の合併に伴い、大阪証券取引所JASDAQに上場
2010年 7月	本社及び渋谷第2オフィスを東京都世田谷区用賀に移転
2010年11月	環境エネルギー分野の研究開発として、NEDO(新エネルギー・産業技術総合開発機構)の「蓄電複合システム化技術開発」の共同研究に参加
2012年 5月	機能安全対応R Tミドルウェア「RTMSafety」を発売
2012年 7月	大阪事業所を大阪市淀川区西中島（同町内）に移転
2013年 7月	東京証券取引所と大阪証券取引所の統合に伴い、東京証券取引所JASDAQ（スタンダード）に上場
2014年 3月	ISO 22301の認証を取得
2015年 6月	監査等委員会設置会社に移行
2017年 3月	東京証券取引所市場第二部に市場変更
2017年 9月	東京証券取引所市場第一部に指定
2022年 4月	東京証券取引所の市場区分の見直しにより、東京証券取引所の市場第一部からプライム市場に移行
2022年11月	JIS Q 15001の認証を取得
2023年 4月	大阪事業所を大阪市北区曽根崎新地に移転

3【事業の内容】

当社は、情報サービス事業の単一セグメントであり、セグメント情報を記載していないため、ビジネスフィールド別に記載しております。当社では、情報サービス事業のビジネスを事業分野別に分類したものを、ビジネスフィールドと呼んでおり、本文中では「BF」と略しております。

(1) 当社の事業内容について

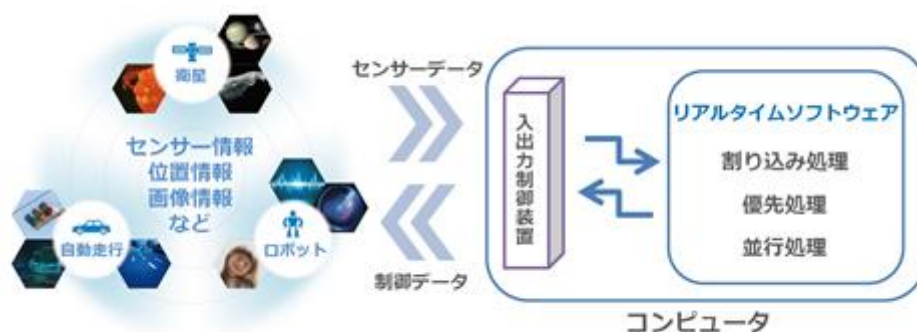
当社は、リアルタイムソフトウェアの提供を主体とするリアルタイム技術専門会社です。

当社では、リアルタイム技術を「時々刻々と変化する外界と密接な相互作用を持ったコンピュータシステムを開発する技術」と定義しており、ユビキタス社会の基盤技術と位置づけております。

①リアルタイム技術について

コンピュータは、センサーなどの入力データを、予めプログラミングされた処理を実行して、その結果を制御データとして出力する装置ですが、自然現象を入力とするようなシステムを設計する技術を「リアルタイム技術」といいます。自然現象をセンサーなどで計測して処理をする「センサーベースシステム」や「計測制御システム」などと呼ばれるシステムの設計技術です。

この自然現象は、突然発生したり、集中したり、どんな順序で発生するかが予測できず、また、再現性也没有ありません。このような事象に対して、迅速に対応し、24時間連続で動き、再現性がない事象であってもトラブルを解析できなければならない、高度な信頼性が求められるシステムがリアルタイムシステムです。このリアルタイムシステムは「割り込み処理」「優先処理」「並行処理」といったリアルタイム技術の特有な処理を用いて開発されます。



(a) 割り込み処理

割り込みとは、ソフトウェアの処理とは非同期に発生するイベントで、システムに対して決められた電気信号（割り込みイベント）が入ると、現在実行している処理を一時停止させて、割り込みイベントに対応した処理をするものです。

例えばスマートフォンであれば、電話の着信や緊急地震速報の受信、タッチパネル操作やスイッチ・ボタン操作などが割り込み処理に該当します。

(b) 優先処理

リアルタイムシステムでは、時間内に処理を完了させるため、各処理に優先度を設定して、優先度の高い順に実行することができます。優先処理には、優先度の高いものから順に実行する方式のほか、締め切り時刻（デッドライン）が早い処理から順に実行する方式や、処理時間の短いものから順に実行する方式があります。

スマートフォンで例えると、ブラウザでホームページを閲覧している時に電話の着信があった場合に着信の画面に切り替わるのは優先度を高く設定しているためです。緊急地震速報の受信はさらに高い優先度が設定されており、どのような処理中であっても最優先されることになります。

(c) 並行処理

並行処理は、見かけ上、コンピュータに複数の処理を並列動作させるようにするための仕組みです。1つのCPUで複数の命令系列を同時に実行することはできませんが、1回あたりミリ秒あるいはマイクロ秒単位といった短い間隔でCPUを割り当てることで、あたかも複数の処理が同時に動作しているように見せています。

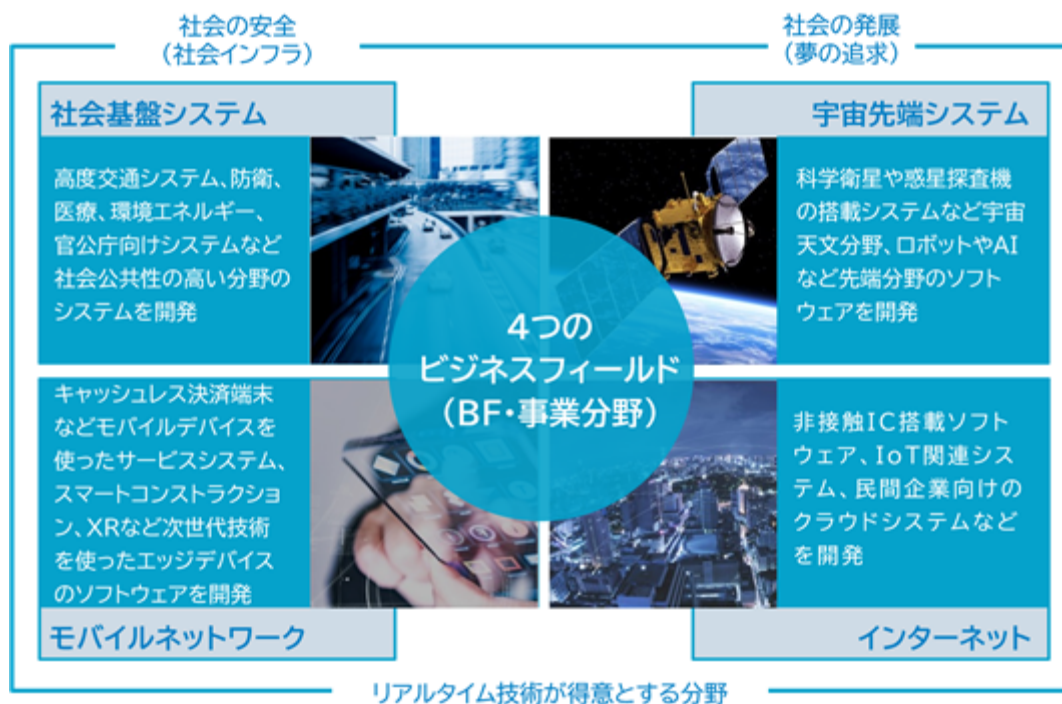
例えば、スマートフォンでは、地図アプリケーションを表示させる処理をしている裏で、GPSの測位処理をするようなケースなどがあります。

②リアルタイム技術が得意とする分野

当社は、「社会の安全と発展のために」をスローガンとしております。この「社会の安全と発展」に関連する分野の中で、リアルタイム技術を多く使う分野が当社のビジネスフィールド（BF）になります。

創業からの約20年間は「社会の安全＝社会インフラ」として社会基盤システムBF、「社会の発展＝夢の追求」として宇宙先端システムBFを中心に事業を行ってまいりました。その後、移動体通信事業者向けの基地局のシステム開発を中心とするモバイルネットワークBFを1984年に、インターネットの普及に伴いWebシステムの開発を中心とするインターネットBFを1995年にスタートするなど、事業分野を広げてまいりました。

当社はこの4つのBFでリアルタイムソフトウェアとリアルタイムソリューションを提供しております。



(a) 社会基盤システムBF

社会公共性の高いシステムを開発している分野です。高度交通システムや防衛関連システム、医療、環境エネルギーなど、社会公共分野の技術アプリケーションを開発しております。また、国や独立行政法人、地方自治体などで利用される情報システムを開発しております。

(b) 宇宙先端システムBF

科学衛星や惑星探査機に搭載される組込みソフトウェアや、天体望遠鏡の制御、観測データの解析などの宇宙関連システムと、車両自動走行の研究開発や、次世代ロボットに関する研究開発、サービスロボットシステム、各種研究機関向けの技術アプリケーションなどの先端システムを開発している分野です。

(c) モバイルネットワークBF

キャッシュレス決済端末や車載端末などモバイルデバイスを使ったサービスシステムや、スマートコンストラクションに関するシステム、XR（クロスリアリティ）など次世代技術を使ったエッジデバイスのソフトウェアを開発している分野です。

(d) インターネットBF

非接触ICに搭載される組込みソフトウェアや、IoT関連システム、民間企業向けの技術アプリケーションやクラウドシステムなどを開発している分野です。

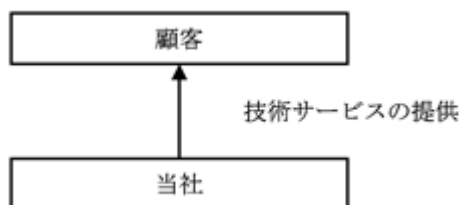
(2) 子会社について

当社には、非連結子会社が1社（AMSEC,INC.）あり、当社より米国最新技術及びビジネス動向調査を委託しております。

(3) 事業系統について

当社は、移動体通信事業者、電機メーカー、自動車メーカー、重工業メーカー、精密機械メーカー、各種研究機関、官公庁などに技術サービスを提供しております。

当社の事業系統図は以下のとおりであります。



4 【関係会社の状況】

該当事項はありません。

5 【従業員の状況】

(1) 提出会社の状況

2025年3月31日現在

従業員数（人）	平均年齢（歳）	平均勤続年数（年）	平均年間給与（千円）
351	39.0	13.3	6,779

- (注) 1. セグメント情報を記載していないため、セグメント別の従業員数は記載しておりません。
2. 従業員数は就業人員（当社から社外への出向者を除く。）であり、臨時従業員数は従業員の総数の100分の10未満であるため記載を省略しております。
3. 平均年間給与は賞与及び基準外賃金を含んでおります。

(2) 労働組合の状況

労働組合は結成されておりませんが、労使関係は円満に推移しております。

(3) 管理職に占める女性労働者の割合、男性労働者の育児休業取得率及び労働者の男女の賃金の差異

当事業年度				
管理職に占める 女性労働者の割合 (%) (注) 1.	男性労働者の 育児休業取得率 (%) (注) 2.	労働者の男女の賃金の差異 (%) (注) 1. 3.		
		全労働者	正規雇用労働者	パート・有期労働者
3.8	80.0	78.5	81.2	67.3

- (注) 1. 「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」（平成27年法律第64号）の規定に基づき算出したものであります。
2. 「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」（平成3年法律第76号）の規定に基づき、「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律施行規則」（平成3年労働省令第25号）第71条の6第1号における育児休業等の取得割合を算出したものであります。
3. 労働者の男女の賃金差異の要因については、新卒採用における女性の割合の増加に伴い若年層の女性社員の比率が高まっており、平均年齢が男性39.9歳に対して女性34.8歳と5.1歳の差異があること、平均勤続年数が男性14.4年に対して女性7.5年と6.9年の差異があることや、管理職に占める女性労働者の割合が低いことなどによるものであります。

第2【事業の状況】

1【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】

文中の将来に関する事項は、当事業年度末現在において当社が判断したものであります。

(1) 経営の基本方針

当社は、「社会の安全と発展のために」を会社理念とするリアルタイム技術専門会社であります。

当社は、情報社会のキーコンセプトはリアルタイムにあるとし、創業以来、リアルタイム技術の中核に据えてビジネスを展開してまいりました。これからも、リアルタイム技術にこだわり、トップブランドのリアルタイム技術専門会社を目指して、ビジネスを展開してまいります。

そして、当会社目標である「最良のリアルタイムソフトウェアを提供して、社会に貢献する」ことの追求を通して、お客様満足度を継続的に改善して事業成長に繋げることで、株主・投資家の皆様のご期待に応えてまいります。

(2) 経営戦略等

当社は、「QCD&I」－QCD（品質・価格・納期）を窮め、I（イノベーション）で飛躍する。－をビジネスコンセプトとして、主体的なビジネスに取り組んでおります。

基本的な事業基盤として、お客様からの厳しいQCD改善要請への対応力を強化したうえで、さらなるイノベーション努力で、ニューエレメント（革新的技術、標準化技術、ソリューション製品、特許など知的財産権、新ビジネスモデルなど）を生み出し、このニューエレメントを核とした高付加価値化ビジネスで他社差別化を図って飛躍していくことを基本方針としております。

お取引先展開としては、訴求力あるニューエレメントでお取引先を開拓し、開拓後は、強力なQCD対応力などで高いお客様満足度を獲得してリピートオーダーに確実に繋げ、横展開・深掘りで量的拡大を図り、こうしたお取引先毎の新たな成長曲線を重ね合わせていくことで会社全体での成長を実現することを基本方針としております。

また、イノベーションの連鎖を断つことなくニューエレメントを継続的に得ていくために、R&Dのテーマを「ユビキタス」として研究開発・製品開発活動を強化し、また大学や企業などとの共同研究を積極的に推進してまいります。

(3) 経営環境

プログラミング的思考が義務教育化され、デジタル庁が発足するなど、国全体がデジタル化を推進され、また民間企業もDXを積極体に推進するなど、ソフトウェアが主役の時代になりました。このような時代にあっては、技術的な優位性により、ソフト会社の競争力が決まり、他社差別化に繋がります。特に、生成AIを始めとするソフトウェア技術が多様化・高度化し、高度な技術に対応できる技術者を育成する必要があります。当社は、「基礎なくして高度な専門性なし」のもと、高度な技術に適應可能な基礎能力が高い人材を採用し、6か月間の新入社員教育でリアルタイム技術だけでなく最新の技術を習得させることにより、優秀な技術者を育て上げることを基本方針としております。

ソフトウェア業界は、今までお客様の効率化や生産性向上に寄与してまいりましたが、これからは、お客様のパートナーとなって新しい価値を創造していくことが必須になります。お客様のご期待に応えるには、当社単独では限界があり、他社・大学・官公庁・研究機関などと連携し、新しい価値を創造する「オープン・イノベーション」を実践することが重要であると認識しております。

(4) 優先的に対処すべき事業上及び財務上の課題

①高い成長性の確保

当社では、安定的な成長に加え、高い成長性を確保することが課題であります。技術が急速に進歩していくソフトウェアビジネスでは、現場の感度を高め研究開発で変化先取りに注力して新技術をいち早く習得し、主体的なビジネスを展開することが高い成長に繋がると認識しております。

官公庁を主体とした社会基盤系の開発で業績のベースを確保し、その上に研究開発や製品開発を強化し、ビジネスモデルを含めた新技術の提案力で成長分野を戦略的に受注し、高い成長性に繋げてまいります。

また、安定的な成長を維持するには需要構造の変化に迅速に対応する必要があります。そのためには、社員が敏感に変化を感じる感度とその環境変化に適應する能力が必須であります。当社では、基礎能力の高い人材を採用し、知識教育と実践教育を行い、研究開発機能を開発部門に置くことにより、適用分野に必須となる新技術や業務知識を保有し提案力のある技術者を育成してまいります。

②安定的な収益確保

当社では、安定的な収益を確保することが課題であります。安定的に収益を確保するためには、不採算プロジェクトを発生させないことが重要であり、プロジェクトマネジメント力の強化を図ってまいります。また組織的なリスク管理の強化、品質マネジメントシステムの徹底、品質管理部門によるプロジェクト管理支援、内部統制機能や社員教育の強化などを推進して、この課題に取り組んでまいります。

③優秀な人材の確保

当社では、高い成長性を確保するために、優秀な人材の確保が課題であります。人間力が競争力の元であるソフトウェアビジネスでは、社員の質が会社の質を決め、社員の成長が会社の成長に繋がります。このため、社会的信用力と知名度の向上を活かし、優秀な人材をより多く獲得し、入社後は社員自らが成長できる環境を用意し、社員の成長を促す教育制度を充実させ、「学ぶ組織」を構築してまいります。

また優秀な人材には、魅力あるチャレンジングな仕事と魅力的な待遇が重要であり、イノベーションを生む環境を研究し、社員の能力を最大限に発揮できる執務環境も構築してまいります。さらにグローバルなビジネス展開を意識しながら、大学との共同研究や他社とのアライアンスを積極的に推進し、魅力あるビジネスを推進してまいります。

④優良な外注先の確保

当社では、高い成長性を確保するために、経営資源の一部を社外に求める必要があり、優良な外注先を確保することが課題であります。優良な外注先を確保するためには、まずは当社が魅力ある会社になる必要があり、外注先の開発力と当社の開発分野の適合性をみながら、協力関係を構築してまいります。

一方、売上高に対する外注比率が高くなりすぎると、技術の空洞化や品質の劣化に繋がるため、受注弾力性を考慮しながら適正な外注比率を追究してまいります。

(5) 経営上の目標の達成状況を判断するための客観的な指標等

当社では、会社理念の方針のひとつである「質重視経営」の成果は売上高営業利益率に表れると考え、売上高営業利益率2桁を維持するよう努力してまいります。

(6) 今後の見通しについて

次期の我が国情報サービス業は、地政学的リスクや世界経済の減速、インフレなどによる影響が懸念されるものの、DX推進のためのIT投資が増加し、IT需要は全体としては堅調であると予想しております。当社事業領域では、全体的には今期と同様の需要環境が継続するものと予想しております。

こうした傾向の中、次期の重点テーマは、今期と同様、「先端技術を窮め、オープン・イノベーションで事業成長を目指す」とします。当社の強みである先端技術を窮めるため、高度技術教育を充実させ、大学や国、企業の研究機関との共同研究を推進して、継続的な成長を目指します。

B/F別には、モバイルネットワークB/Fは、前期と同様の環境が継続し、減少を見込んでおります。インターネットB/Fは、非接触IC関連の開発が堅調であることに加え、民間企業向けのDX関連の開発が増加し、増加を見込んでおります。社会基盤システムB/Fは、環境分野や福祉分野をはじめとした官公庁向けの開発が好調であることに加え、医療分野の大型案件や防衛分野の開発が増加し、増加を見込んでおります。宇宙先端システムB/Fは、車両自動走行の研究開発案件や宇宙ロボット関連の開発が堅調であることに加え、国の研究機関向けの開発が増加し、増加を見込んでおります。

営業利益は、人に対する投資（定期昇給に加え大幅なベースアップ、及び先端技術の教育拡充）、技術に対する投資（研究開発投資）、イノベーションを促進し、最適な働き方を実現する環境への投資（執務環境や開発環境への投資）を引き続き行うものの、生産性向上により、増加を予想しております。経常利益は、国の研究機関からの受託研究による補助金収入の増加を見込み、増加を予想しております。当期純利益は、今期は賃上げ促進税制が適用され実効税率が下がったことにより増加しましたが、次期は税金費用を法定実効税率どおりで計算しております。

以上により、次期の業績としては、売上高10,700百万円、営業利益1,840百万円、経常利益2,010百万円、当期純利益1,395百万円を見込んでおります。

2【サステナビリティに関する考え方及び取組】

当社のサステナビリティに関する考え方及び取組は、次のとおりであります。

なお、文中の将来に関する事項は、当事業年度末現在において当社が判断したものであります。

(サステナビリティについての基本方針)

当社は、「社会の安全と発展のために」を会社理念とし、最良のリアルタイムソフトウェアを提供して社会に貢献することを目標としており、当社の事業活動そのものがサステナビリティの実現につながるものであると認識しております。

事業活動を通してのサステナビリティの実現を基本としながら、事業活動を取り巻く課題とサステナビリティのさらなる調和を目指し、全社員が環境、社会および経済のバランスの問題に積極的に取り組み、この取組みを継続的に改善していくことを、サステナビリティを巡る取組みについての基本的な方針としております。

(1) ガバナンス

当社では、環境活動や品質活動については品質／環境推進委員会、情報セキュリティ活動や個人情報保護活動、事業継続活動についてはセキュリティ委員会、研究開発については研究企画室、人材育成や健康経営については総務人材部、開発環境や執務環境の整備については事業推進部がそれぞれ中心となって推進しております。委員会や各組織からその活動内容が定期的に取締役会に報告され、重要な事項については取締役会で十分な時間をかけて審議し、意思決定しております。また、コーポレート・ガバナンスについては、審議に十分な時間をかけた取締役会を開催すること、監査等委員会監査や内部監査による経営チェック機能の充実、任意の諮問機関である指名報酬委員会による取締役の指名・報酬等に関する手続きの公正性・透明性・客観性の強化を重視しております。全てのステークホルダーの立場を踏まえたうえで、コーポレート・ガバナンスが目的とする透明・公正かつ迅速・果敢な意思決定を行う仕組みを構築・維持・改善し、持続的な成長と中長期的な企業価値の向上のための自律的な対応を進めております。

(2) 戦略

① マネジメントシステム

当社では、お客様をはじめとする当社に関係する全ての皆様から、当社への信頼と安心を獲得するべく、国際規格などの社外基準に従ったマネジメントシステムを積極的に導入し、規格・基準を遵守した企業活動を推進しております。また、それら規格・基準の遵守状況について定期的に第三者の審査を受け、透明性の高い経営を推進しております。

a) 環境活動

当社は「地球資源が有限であることを認識し、環境の保全に永続的に配慮する」ことを会社方針としております。2000年12月に環境マネジメントシステム（ISO 14001）の認証を取得し、企業活動と地球環境の調和を目指して全社員が環境問題に積極的に取り組んでおります。この取組みを継続的に改善し、情報通信技術の活用で省資源・省エネルギーを実現することで、ソフトウェア会社としての社会的責任を果たしてまいります。

※環境方針につきましては、当社ホームページをご覧ください。

<https://www.sec.co.jp/ja/sustainability/environment/policy.html>

b) 品質活動

社会の安全と発展に貢献していくためには、高品質なソフトウェアを継続的に生み出すための仕組みと組織基盤が必要です。当社は1998年1月に品質マネジメントシステム（ISO 9001）の認証を取得して以来、品質マネジメントシステムを組織に根付かせるとともに、お客様満足度追究の基盤ツールとして、継続的な改善を続けてまいります。

c) 情報セキュリティ活動・個人情報保護活動

情報資産を適切かつ安全に保護することは、情報通信技術に携わる企業の社会的責任のひとつです。当社は2001年11月に「プライバシーマーク」の使用許諾事業者としての認定を取得、2003年3月に情報セキュリティマネジメントシステム（ISO/IEC 27001）の認証を取得、2022年11月に個人情報保護マネジメントシステム

（JIS Q 15001）の認証を取得し、情報資産に対する安全対策を日々実施しています。あらゆる脅威から情報資産を保護し、情報セキュリティ上のトラブルを発生させない事業活動を通じて、安全な情報社会の発展に貢献してまいります。

※情報セキュリティ方針につきましては、当社ホームページをご覧ください。<https://www.sec.co.jp/ja/security.html>

※個人情報保護方針につきましては、当社ホームページをご覧ください。<https://www.sec.co.jp/ja/privacy.html>

d) 事業継続活動

近年、巨大地震などの自然災害、大規模な感染症流行、サイバー攻撃をはじめとする外部からの脅威など、事業活動の中断・停止を招きかねないリスクに適切に対処していくことが企業経営の重要な課題となっています。当社は2014年3月に事業継続マネジメントシステム（ISO 22301）の認証を取得しました。国際規格に準拠した事業継続活動に継続的に取り組むことで、企業の社会的責任を果たしてまいります。

②研究開発

「イノベーションは成長の源泉」とする当社にとって、研究開発は、事業を通して社会に貢献していくための全ての活動のベースとなるものです。当社は「ユビキタス」を1990年代から研究開発テーマとしていますが、「ユビキタス」とは、身の回りの全てのものにコンピュータを埋め込んでネットワークに接続することで、私たちの生活を安全、安心、快適、効率的にし、また、環境負荷を軽減するという概念です。今後もより多くの経営資源を研究開発に振り向け、主体的なビジネスで持続的な成長を目指してまいります。

当事業年度における研究開発活動につきましては、「第2 事業の状況 6 研究開発活動」に記載しております。

③人材育成及び社内環境整備

ソフトウェアサービスを事業とする当社にとって、人的資本への投資と知的財産の創出は重要な経営課題であると認識しており、人材育成方針及び社内環境整備方針を以下のとおり定めております。

a) 人材育成方針

当社は会社理念において「社員の自己実現と会社の存続発展の一致をはかる」ことを目標の一つとして掲げています。

ソフトウェアビジネスは人への依存度が極めて高く、社員の質が会社の質を決め、社員の成長が会社の成長につながります。ソフトウェアエンジニアの素養とプロとしての志を持つ優秀な人材を採用し、プロに相応しい挑戦の機会と自ら学び成長する機会を提供することが当社の人材育成の基本方針です。

b) 社内環境整備方針

- ・技術革新が繰り返されるソフトウェアビジネスにおいて社員が成長し続けるためには、ソフトウェアの基礎を徹底して身に付けておくことが重要です。「基礎なくして高度な専門性なし」の基本理念のもと、半年間にわたる新入社員教育で基礎技術を教育し、変化への対応力を鍛えます。
社員の自己啓発を促し、社員の成長意欲に応えるための社員教育の拡充に常に努め、仕事を通して専門性を高める成長と社員自らの学びが循環する「学ぶ組織」を構築しています。
- ・社員の知的好奇心を高めるためには、新しい知識・技術を取り入れ、変化を先取りする研究開発を推進することが重要です。開発部門に研究開発機能を持たせ、社員ひとりひとりの着想と知的好奇心を起点とした研究開発テーマを採用し、より多くの挑戦の機会を提供します。
- ・社員の能力を最大限に発揮し、イノベーションを起こすためには、社員の意欲を高めるオフィス環境が重要です。生産性を高め、社員のコミュニケーションを促進し、イノベーションを生み出すための開発環境や執務環境の設備投資を進めます。
- ・当社が持続的に成長するためには、社員が安心して働き続けることのできる制度や仕組みが必要です。社員の心身両面の健康と安全に配慮し、社員が様々なライフステージの変化を経る中で働き続けることのできる環境や制度を整備します。また、社員との対話を促進し、社員の心理的安全性と従業員エンゲージメントの向上に努めます。

人的資本及び社内環境整備への投資につきましては、重要な経営課題として、「第2 事業の状況 1 経営方針、経営環境及び対処すべき課題等（4）優先的に対処すべき事業上及び財務上の課題 ③優秀な人材の確保」に記載しております。

(3) リスク管理

当社は「リスク管理規程」を定め、リスク管理の意思決定機関である取締役会の役割を規定しております。取締役会では、経営リスク及び機会を識別、分析、評価し、対応方針を決定しております。また、環境活動、品質活動、情報セキュリティ活動、個人情報保護活動、事業継続活動に関してはマネジメントシステム認証を取得しており、これらのマネジメントシステムプロセスに適用される、PDCAモデルを用いて実践しております。それぞれ委員会組織で活動しており、（P）リスク及び機会を識別し、年度目標を計画し、（D）導入・実践し、（C）パフォーマンス評価・日常監査・マネジメントレビューを実施し、（A）改善・是正処置を実施するというPDCAサイクルを回して、継続的な改善を図っております。

(4) 指標及び目標

当社では、管理職や役職者など中核人材への登用に際しては、性別や国籍、経歴によらず、本人の適性・資質・能力を重視して登用する方針としております。当社の従業員には情報技術だけでなく様々な学術分野の専門的な知見を有した者を採用しており、またソフトウェア・システムの開発という事業を通して、従業員が様々な業界の知識・経験を得ることにより多様性を確保していると考えております。そのため、女性、外国人、中途採用者の管理職登用に関する目標は設定しておりません。

当社は、女性の活躍推進は企業の責務であると認識しております。当社では、従業員数に占める女性の割合が少ないこと、採用応募者に占める女性の割合が少なく女性従業員の増加につながりにくいことが課題となっております。採用応募者に占める女性の割合を30%以上にするを目標とし、採用担当者への女性の活用、女性が安心して就業・成長できる環境についての情報発信に努めており、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく一般事業主行動計画を厚労省に提出しております。

社員が様々なライフステージの変化を経る中で、働き続けることのできる環境を用意することも、多様性の確保において重要だと認識しています。育児や介護などの支援制度を整え、社員が働きやすい環境の整備にも努めております。

社員教育については、変化の速いソフトウェアの世界に対応できる揺るぎない基礎と、高品質なソフトウェアを開発するためのノウハウを徹底して教育し、チャレンジのしがいのある質の高い仕事を通して社員の成長につなげます。オープンマーケットで評価される人材の育成に取り組んでおり、情報処理に関する公的資格の取得を推進しております。

当社では、上記「(2) 戦略」において記載した、人材の多様性を含む人材の育成に関する方針及び社内環境整備に関する方針について、次の指標を用いております。当該指標に関する目標及び実績は次のとおりであります。

指標及び目標

指標	目標	実績（当事業年度）
採用応募者に占める女性の割合	2026年3月までに30%以上	22.5% （注） 1.
有給休暇取得率	2026年3月までに70%以上	70.0%
情報処理技術者試験資格保有率	— （注） 2.	96.9% （注） 3.

- （注） 1. 2025年4月に入社する社員に対する採用活動で算出しております。
2. 全社員の取得を推進しているため、具体的な目標数値は設定しておりません。
3. 情報処理技術者試験資格保有率のうち、31.6%は高度試験合格者となっております。

3【事業等のリスク】

有価証券報告書に記載した事業の状況、経理の状況に関する事項のうち、経営者が提出会社の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に重要な影響を与える可能性があると認識している主要なリスクは、以下のとおりであります。

なお、文中の将来に関する事項は、当事業年度末現在において当社が判断したものであります。

(1) 当社の事業全体に共通する業績変動要因

①問題プロジェクトの発生

当社では、納期遅延、お客様クレーム、過大勤務を発生させたプロジェクトを問題プロジェクトと定義しております。問題プロジェクトは必ずしも不採算プロジェクトではありませんが、過去の実績では多額な原価を発生させて不採算となるケースが多く、問題プロジェクトが大型プロジェクトである場合には、当社全体の業績に影響を及ぼすことがあります。

また、問題プロジェクトを発生させたことでお客様からの信用が失墜して、取引が減少あるいは停止となった場合には、当社業績に影響が及ぶことがあります。

②大型プロジェクトの採算

大型プロジェクトは事業効率が高等などのメリットも大きく積極的に受注していく方針であります。当社は原則としてプロジェクト全体を一括して受注する契約形態を基本としていることもあり、開発要員などの経営資源の多くの割合を投入する大型プロジェクトの採算は、当社全体の業績に影響を及ぼすことになります。

③大型プロジェクトの組み替え不調

大型プロジェクトの場合、開発工程が完了すると多くの開発技術者が一斉に手空きとなる一方で、都合良く多くの開発技術者を要する後続のプロジェクトを用意できていることはまれであり、技術者の稼働率が低下しがちで、大型プロジェクトの切り替えが不調の場合には当社業績に影響が及ぶことがあります。

④受注価格水準の変動

当社の売上原価の大部分は、ソフトウェア開発に関する人件費と外注費で構成されていますが、最近のIT人材争奪戦と社会的要請から、いずれも増加傾向にあります。当社は、高付加価値化による受注価格の引上げやQCD（品質・コスト・納期）改善活動の一環として生産性向上によるコスト削減に努力しておりますが、増加したコスト分を受注価格に反映できなかった場合には、当社業績に影響が及ぶことがあります。

⑤先行投資の影響

当社は、これからも研究開発・製品開発投資、研究開発型ベンチャー企業への投資、事務所移転・拡張、社内開発環境の最新化などを実施してまいります。当社の計画どおりに投資効果が得られなかった場合や、投資先企業の経営が悪化した場合などには、当社の業績に影響が及ぶことがあります。

⑥取引先の事業再編や組織変更

当社の取引先において、グループ再編やM&Aなどにより経営体制が代わり、外注への発注方針が変更になった場合には、当社の業績に影響が及ぶことがあります。

⑦取引先の事業計画や研究開発計画の変更

当社の取引先自体の激しい競争や環境の変化を背景に、事業計画や研究開発計画の変更や中止が発生し、それに伴い技術者の稼働率が大きく変動した場合には、当社の業績に影響が及ぶことがあります。

⑧新しい要素技術の適用

当社の事業領域では、新しい要素技術を実装する案件が多く、経験に基づく見積が困難な難度の高い新技術の一括受託契約での見積を誤った場合には不採算になりがちで、逆に新しい要素技術の適用が減少した場合には、需要そのものが減少する可能性があり、当社の業績に影響が及ぶことがあります。

⑨公的セクターの予算変動や規制

当社の社会公共分野の事業領域では、公的セクターの予算の増減や規制が業績変動要因となっております。当社では、社会公共分野での新事業領域への拡大に努力をしておりますが、予算削減や予算の執行が滞ると、当社の業績に影響が及ぶことがあります。

⑩競争入札の拡大

当社の公的セクターや大手民間企業の開発案件は、競争入札になります。当社では、技術力を背景とした積極的な提案活動を展開しておりますが、戦略的な低価格での落札や失注した場合には、当社の業績に影響が及ぶことがあります。また数年間にわたる長期大型案件や高額の仕事等がある開発案件を受注した場合は、四半期や年度の期間損益に影響が及ぶことがあります。

(2) 主要取引先への依存度について

当社では、継続して営業活動を強化して取引先バランスの確保に努めておりますが、上位取引先の受注動向等によっては当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。

(3) 需要構造の変化やイノベーションの停滞について

当社では、創業以来、技術革新などによる需要構造の激変を何回か経験してきましたが、研究開発・製品開発活動によりニューエレメントを得て、それを核とした主体的ビジネスで業績成長を果たしてまいりました。今後も研究開発による変化先取りで対応していく方針ですが、需要構造の変化に対して当社が適切に対応できなかった場合やイノベーションが停滞した場合には、当社業績に影響が及ぶことがあります。

(4) 人材の確保について

当社成長の元は優秀な人材の獲得・定着にあります。当社では、上場企業であることの信用力や知名度を活かし、また処遇面も向上させ、優秀な人材を獲得していく方針ですが、IT人材争奪戦の激化に伴い、こうした獲得策が成果に繋がらない場合、当社の更なる成長機会を逸する可能性があります。また、獲得した人材が定着しなかった場合は、技術の伝承や再利用が途切れたり、プロジェクト編成に支障をきたしたりして、当社の業績に影響が及ぶことがあります。

(5) 安全衛生・労働災害について

当社は、従業員の安全、衛生及び健康の確保に向けて、労働安全衛生法その他の法令や通達の遵守など安全衛生管理に努めておりますが、プロジェクトに予期せぬ事態が発生して過大な勤務が続くなどで、精神性疾患や体調に不調をきたす従業員が発生し発病した場合、士気の低下や退職者・退職者の増加に繋がり、当社の業績に影響が及ぶことがあります。

(6) 優良な外注先の確保について

当社は、受注責任を全うできる範囲に外注範囲を限定することを基本方針として、業容の拡大、高収益の維持、受注弾力性の確保などを期して外注体制の強化を図っておりますが、優良な外注先が確保できない場合、当社の更なる成長機会を逸する可能性があります。

(7) 法令違反・内部統制について

当社では、法令・規制要求事項やISO 9001、ISO 14001、ISO/IEC 27001、ISO 22301、JIS Q 15001、プライバシーマークなどを含め、広くお客様の要請を満たしていく経営をコンプライアンス経営と定義しておりますが、何らかの事故が発生した場合、当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。また、当社は効率的な内部統制の仕組みを構築しておりますが、何らかの財務報告上の指摘があった場合には、業績に影響が及ぶ可能性があります。

(8) セキュリティ事故について

当社は、情報セキュリティマネジメントシステム（ISO/IEC 27001）や個人情報保護マネジメントシステム（JIS Q 15001）の認証、プライバシーマークの使用許諾を得て、サイバーセキュリティ経営ガイドラインに則り組織を挙げてセキュリティ事故の防止に努めておりますが、何らかのセキュリティ事故が発生し、信用の失墜による取引停止や賠償金の支払いなどが発生した場合、当社の業績に影響が及ぶ可能性があります。また、セキュリティ要求レベルの高い案件を受注する場合には、取引先から特別なセキュリティ設備の設置を要請されることもあり、その設備投資の金額によっては、当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。

(9) 大規模な自然災害の発生や感染症の拡大について

当社は、事業継続マネジメントシステム（ISO 22301）認証を取得し、地震や台風などの自然災害、火災、テロなどの発生、感染症の拡大に備え、事業継続計画（BCP）を整備して被害の最小化を図っておりますが、社員や設備、取引先の被害状況によっては、当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。

(10) 賠償責任の発生について

当社が提供した技術サービスの瑕疵が原因でお客様が経済的損害を被った場合に、損害賠償金等を請求されることがあります。当社では、賠償責任保険に加入して備えておりますが、当該保険の免責事項に該当する、ないし支払限度額を超えた損害を発生させた場合には、当社の業績に影響が及ぶことになります。

(11) 売上高計上について

当社は、請負契約案件について、案件毎に費消製造原価を発生主義で認識し、原価進捗率（費消製造原価の見積総製造原価に対する割合）に応じて売上高を認識し、計上しております。

そのため、売上高の認識には受注総額と総製造原価の見積りが不可欠であり、契約・見積管理や計画管理を厳格に行うことが求められます。この受注総額と総製造原価の見積りを誤った場合には、請負契約案件の期末日時点の適時・適正な売上高計上が阻害される可能性があります。

当社は経営上の主要なリスクについて、毎年取締役会において棚卸を実施し、リスクを評価しております。

上記のリスクの中で、当事業年度末現在において特に重要な影響を与えうる可能性があるのは、需要構造の変化や上位取引先の受注動向の変化、問題プロジェクトの発生、大型プロジェクトの採算、セキュリティ事故の発生であると認識しており、対応をより一層強化してまいります。

4【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

(1) 経営成績等の状況の概要

当事業年度における当社の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フロー（以下「経営成績等」という。）の状況の概要は次のとおりであります。

①財政状態及び経営成績の状況

当事業年度における我が国情報サービス業の業況は、総務省「サービス産業動態統計」（2024年12月調査までは経済産業省「特定サービス産業動態統計」）によると、2024年4月以降の月別売上高は前年同月比で増加しており、IT需要は全体的には概ね堅調と推察されます。当社事業分野では、官公庁向けの開発が好調であったことに加え、医療分野や防衛分野の開発が大幅に増加するなど、需要構造の変化が継続しております。

こうした傾向の中、当社は、重点テーマであります「先端技術を窮め、オープン・イノベーションで事業成長を目指す」を実践し、増収増益となりました。

ビジネスフィールド（以下、ビジネスフィールドをBFと省略）別には、モバイルネットワークBFは、スマートコンストラクション関連の開発が引き続き堅調であるものの、XR（クロスリアリティ）サービス関連の開発が減少し、売上高は922百万円（前期比26.1%減）となりました。インターネットBFは、非接触IC関連の開発が堅調であることに加え、民間企業向けのDX関連の開発が増加し、売上高は1,336百万円（同15.6%増）となりました。社会基盤システムBFは、環境分野や福祉分野をはじめとした官公庁向けの開発が引き続き好調であることに加え、医療分野や防衛分野の開発が大幅に増加し、売上高は4,972百万円（同49.5%増）となりました。宇宙先端システムBFは、車両自動走行の研究開発案件や宇宙ロボット関連の開発が増加し、売上高は3,064百万円（同9.2%増）となりました。

この結果、全社売上高に占める割合では、社会基盤システムBFが増加し、モバイルネットワークBF、宇宙先端システムBF、インターネットBFが減少しております。

以上の結果、当事業年度の業績は、売上高10,295百万円（前期比20.6%増）、営業利益1,793百万円（同22.2%増）、経常利益1,893百万円（同22.3%増）、当期純利益1,344百万円（同21.6%増）となりました。

②キャッシュ・フローの状況

当事業年度における現金及び現金同等物（以下「資金」という。）は、前事業年度末に比べ736百万円減少して、期末残高は2,231百万円となりました。各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は次のとおりであります。

（営業活動によるキャッシュ・フロー）

当事業年度において営業活動の結果支出した資金は250百万円となりました。これは主に、税引前当期純利益1,893百万円による増加、売上債権の増加1,889百万円による減少、棚卸資産の増加による減少360百万円、仕入債務の増加532百万円による増加、法人税等の支払額433百万円による減少の結果であります。前期は384百万円の収入でした。

（投資活動によるキャッシュ・フロー）

当事業年度において投資活動の結果支出した資金は40百万円となりました。これは主に、投資有価証券の取得による支出301百万円、投資有価証券の売却及び償還による収入300百万円、有形固定資産の取得による支出24百万円によるものであります。前期と比較して98百万円の支出減となりました。

（財務活動によるキャッシュ・フロー）

当事業年度において財務活動の結果支出した資金は445百万円となりました。これは主に、配当金支払いによる支出443百万円によるものであります。前期と比較して92百万円の支出増となりました。

③生産、受注及び販売の実績

当社は単一セグメントであるため、ビジネスフィールド別に記載しております。

(a) 生産実績

当事業年度の生産実績をビジネスフィールド別に示すと、次のとおりであります。

ビジネスフィールド	金額（千円）	前期比（％）
モバイルネットワーク	922,132	73.9
インターネット	1,239,499	115.0
社会基盤システム	4,949,317	149.9
宇宙先端システム	3,038,361	109.2
合計	10,149,310	120.7

(注) 1. 金額は販売価格によっております。

2. リアルタイムソリューションの製品ビジネスは、サービスの性格上生産実績を定義することが困難であるため、金額に含まれておりません。

(b) 受注実績

当事業年度の受注実績をビジネスフィールド別に示すと、次のとおりであります。

ビジネスフィールド	受注高（千円）	前期比（％）	受注残高（千円）	前期比（％）
モバイルネットワーク	866,462	72.4	178,788	76.3
インターネット	1,442,825	116.8	429,562	132.9
社会基盤システム	5,482,543	109.0	4,833,547	111.8
宇宙先端システム	2,995,432	97.3	819,667	92.3
合計	10,787,264	102.3	6,261,566	108.5

(c) 販売実績

当事業年度の販売実績をビジネスフィールド別に示すと、次のとおりであります。

ビジネスフィールド	金額（千円）	前期比（％）
モバイルネットワーク	922,132	73.9
インターネット	1,336,419	115.6
社会基盤システム	4,972,717	149.5
宇宙先端システム	3,064,101	109.2
合計	10,295,370	120.6

(2) 経営者の視点による経営成績等の状況に関する分析・検討内容

経営者の視点による当社の経営成績等の状況に関する認識及び分析・検討内容は次のとおりであります。

なお、文中の将来に関する事項は、当事業年度末現在において判断したものであります。

①財政状態及び経営成績の状況に関する認識及び分析

a. 当事業年度の経営成績の分析

(a) 売上高

売上高は、官公庁向けの開発が好調であったことに加え、医療分野や防衛分野の開発が大幅に増加するなど需要環境は好調で、前事業年度と比較して1,760百万円増加し、10,295百万円となりました。詳細については、「第2 事業の状況 4 経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析

(1) 経営成績等の状況の概要 ①財政状態及び経営成績の状況」に記載しております。

(b) 営業利益

売上原価は、外注費や仕入高の増加などにより、前事業年度と比較して1,241百万円増加し、7,224百万円となりました。売上総利益は、前事業年度と比較して519百万円増加し、3,070百万円となりました。売上総利益率は29.8%となり、前事業年度と比較して0.1ポイント低下しました。

販売費及び一般管理費は、新入社員の増加やベースアップなどに伴う人件費の増加、研究開発費の増加などにより、前事業年度と比較して193百万円増加し、1,277百万円となりました。

以上の結果、営業利益は、前事業年度と比較して325百万円増加し、1,793百万円となりました。

当社では、会社理念の方針のひとつである「質重視経営」の成果は売上高営業利益率に表れると考えて、その向上に努力しております。当事業年度は17.1%で計画しましたが、計画を0.3ポイント上回って17.4%となり、前事業年度と比較して0.2ポイント改善いたしました。

(c) 経常利益

営業外収益は、研究開発の補助金収入や、受取 outward 料が増加したことなどにより、前事業年度と比較して20百万円増加し、102百万円となりました。

営業外費用は、前事業年度と比較して0百万円増加し、1百万円となりました。

以上の結果、経常利益は前事業年度と比較して345百万円増加し、1,893百万円となりました。

(d) 当期純利益

特別利益、特別損失は発生しませんでした。

法人税・住民税及び事業税と法人税等調整額を合わせた法人税等の合計は、賃上げ促進税制適用による税負担の減少などにより、前事業年度と比較して107百万円の増加にとどまり、549百万円となりました。

以上の結果、当期純利益は前事業年度と比較して238百万円増加し、1,344百万円となりました。

b. 当事業年度の財政状態の分析

(a) 資産の状況

当事業年度末の総資産は、前事業年度末に比べ1,666百万円増加し、11,775百万円となりました。これは主に、現金及び預金の減少736百万円・売上債権（受取手形、売掛金及び契約資産）の増加1,892百万円などによる流動資産の増加1,540百万円、投資その他の資産の増加112百万円などによる固定資産の増加125百万円によるものであります。

(b) 負債の状況

負債は、前事業年度末に比べ734百万円増加し、2,445百万円となりました。これは主に、買掛金の増加532百万円・未払法人税等の増加150百万円・未払消費税等の減少137百万円・未払金の増加137百万円などによる流動負債の増加741百万円によるものであります。

(c) 純資産の状況

純資産は、当期純利益による増加、配当金支払いによる減少、自己株式処分による増加などの結果、前事業年度末に比べ931百万円増加し、9,330百万円となりました。自己資本比率は前事業年度末の83.1%から79.2%となりました。

②キャッシュ・フローの状況の分析・検討内容並びに資本の財源及び資金の流動性に係る情報

a. 当事業年度のキャッシュ・フローの状況

当事業年度における現金及び現金同等物（以下「資金」という。）は、前事業年度末に比べ736百万円減少して、期末残高は2,231百万円となりました。詳細については、「第2 事業の状況 4 経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析 (1) 経営成績等の状況の概要 ②キャッシュ・フローの状況」に記載しております。

b. 資金需要の主な内容

当社の資金需要は、主に生産活動に必要となる人件費、外注費となります。これらについて、現在手元資金でまかなえる状況ではありますが、手元資金の変動を平準化し、突発的な資金需要に備えるため、賞与資金の一部について短期借入を行っております。

③重要な会計上の見積り及び当該見積りに用いた仮定

財務諸表の作成に当たって用いた会計上の見積り及び当該見積りに用いた仮定のうち、重要なものについては、「第5 経理の状況 1 財務諸表等 (1) 財務諸表 注記事項（重要な会計上の見積り）」に記載のとおりであります。

5【重要な契約等】

該当事項はありません。

6【研究開発活動】

当社では、イノベーションの成果としての「ニューエレメント」（革新的技術、標準化技術、ソリューション製品、特許など知的財産権、新ビジネスモデルなど）を核とした高付加価値化ビジネスで他社差別化を図り、事業成長を実現することを期しております。当社の研究開発は、その成果として、当社ビジネスにこの「ニューエレメント」を供給することを目的としております。

当社の研究開発は、お客様や市場に密着したテーマを中心とするため、製造部門各部門が主体的に活動を推進し、その一方で、研究企画室が全社の研究開発活動を統括し、また研究開発テーマ間のシナジーを促進する役割を担っております。

当事業年度における研究開発費の総額は、151,009千円となりました。なお、当社は単一セグメントであるため、セグメント別に記載しておりません。

当社は研究テーマを「ユビキタス*」とし、I o T*、A I（人工知能）、ロボットの3つを注力分野として取り組み、大学や国の研究機関との共同研究も推進しております。テーマ別の研究開発の状況は以下のとおりです。なお、*印を付した専門用語につきましては、本項最後の用語集にて解説しております。

① I o T

当社では、ユビキタスの概念が技術の進化により具現化したものがI o Tであると考え、I o Tの研究開発に取り組んでおります。

I o Tの普及において不可欠な基盤技術が5 G（超高速、超低遅延、多数同時接続）となりますが、当社は5 Gの特徴を活かしたエッジデバイスを実現するための技術としてMR*に注目しており、当事業年度は、MR技術を用いた次世代可視化技術に関する研究機関との共同研究を実施しました。そのほか、ロボット・I o T向けコンピュータビジョンの研究、ブロックチェーン技術の研究、スマートシティに関する研究開発なども実施しております。

② A I（人工知能）

当社では、ユビキタス社会のキーテクノロジーがA Iであると考え、大学や国の研究機関との共同研究を中心に、A Iの研究開発に取り組んでおります。

当事業年度は、空間特性可視化システムに関する大学との共同研究、画像系A Iを利用したX Rサービスの研究、品質管理業務における画像認識A Iの研究、医療画像A I診断に関する研究、生成A Iの研究、生成A Iによるシステム挙動の解析・再現支援の研究、概念研究支援A Iエージェントの研究などを実施しました。

③ ロボット

当社では、ユビキタス社会における究極の端末はロボットであると考え、ロボットの研究開発に取り組んでおります。特に、ロボットを制御するソフトウェアのコンポーネント化（部品化）技術であるR Tミドルウェア*や、ロボット開発のフレームワークであるR O S*などの共通化技術を有しており、これらをベースとしたロボット技術の研究開発を推進しております。

当事業年度は、国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構（以下、NEDO）が実施している「高効率・高速処理を可能とするA Iチップ・次世代コンピューティングの技術開発」に引き続き参画し、FPGA*にリザパー計算モデル*を搭載する超低電力エッジA Iチップの研究開発を実施しました。また、NEDOが実施している「戦略的イノベーション創造プログラム（S I P）第3期／人協調型ロボティクスの拡大に向けた基盤技術・ルールの整備」に引き続き参画し、住宅・ビル等の人協調ロボティクスの社会実装技術開発に関わる研究開発を実施しました。さらに、ロボットの開発技術に関する研究、ロボットの自律移動に関する研究などを実施しました。

そのほか、量子ソフトウェアの基礎研究、先進的宇宙機搭載ソフトウェアに関する研究、大規模データのリアルタイム処理に関する研究、点群データの解析に関する研究などの研究開発を実施しました。

用語集

ご参考までに本項の専門用語を下記に解説いたします。

ユビキタス

ラテン語で「同時に、いたるところで存在する」という意味です。あらゆる情報機器がネットワークで結ばれ、いつでもどこでも情報をやり取りできる社会を「ユビキタス・ネットワーク社会」ないし「ユビキタス社会」と呼び、21世紀の情報社会の方向性を示す言葉として用いられています。

I o T

I o T (Internet of Things) は、ユビキタスの概念が技術的な進歩により具現化したもので、あらゆるモノがインターネットにつながり、相互に情報をやり取りすることで、新たな付加価値を生み出すというものです。これにより、製造業のビジネススタイルが製品販売型から機能提供型に変化し、「モノのサービス化（ソフト化）」をもたらすものとされます。

MR

MR (Mixed Reality) は、HMD (ヘッドマウントディスプレイ) などのデバイスを用いて現実世界にデジタル世界を重ね合わせ、現実の物体と仮想のデジタル情報が輻輳する新しい世界を構築する技術です。

これまでコンピューティングリソース（情報）にアクセスするためには、キーボードやタッチパネルで情報を入力し、パソコンやスマートフォンのディスプレイを通して情報を得る必要がありました。MRを用いることで、こうした情報機器を境界とすることなく、現実世界から直接、デジタル世界にアクセスできるようになります。CAD、CGなどのデジタル情報を利用した研究・設計現場でのシミュレーションや、医療、製造、建築分野などでの活用が進んでいます。

RTミドルウェア

RT (Robot Technology) ミドルウェアは、ロボットを構成する要素（アクチュエータやセンサなど）やロボットを制御するソフトウェアを、コンポーネントとして部品化するための技術です。RTミドルウェアを利用することで、部品化されたソフトウェアコンポーネントを組み合わせるだけで、多様な機能を持つロボットシステムを容易に構築することができます。RTミドルウェア技術が提唱するソフトウェアコンポーネントのモデルは、2008年4月に国際標準化団体OMG (Object Management Group) にて、「ロボット用ソフトウェアのモジュール化に関する標準仕様」として採択されました。

ROS

ROS (Robot Operating System) は、ソフトウェア開発者のロボット・アプリケーション作成を支援するオープンソースのライブラリ及びツールの総称です。コンピュータ上で自動化したタスクを実行する簡単なロボットから、認識・行動制御を伴う複雑な自律型ロボットまで広く活用され、世界中のロボットソフトウェア開発現場で、デファクトスタンダードになりつつあります。ROSを活用することで、ロボットソフトウェアを早く低コストで実装できることに加え、ロボット研究の最先端の知見を得ることができます。

FPGA

FPGA (Field Programmable Gate Array) は、プログラム可能な集積回路です。通常、コンピュータシステムには演算装置としてCPU (Central Processing Unit) が用いられますが、CPUの回路構成そのものに柔軟性はなく、動作させるソフトウェアで柔軟性を確保しています。これに対し、FPGAは回路構成そのものを利用者が変更（プログラム）することが可能で、並列的な計算処理により、CPUと比較して高速な処理が可能です。

プログラム可能で高速な演算装置としてGPU (Graphics Processing Unit) がありますが、FPGAは消費電力が少なく、ロボットなど消費電力の制約が想定される環境において、GPUよりも優位性を有しています。

リザーバー計算モデル

リザーバー計算モデルは、自己回帰型ニューラルネットワーク（Recurrent Neural Network）の一種で、時系列情報処理に適した機械学習の枠組みです。

リザーバーはため池という意味で、例えば小石をため池へ投げると水面に波紋が生じますが、この波紋から、どこに、どのような小石が、どのような順番で投げられたのかなどを推測することができます。このように、投げ入れた小石の時系列情報を知りたいときに、水面の波紋という全く別の形に変換して認識処理を行うのがリザーバー計算モデルの概念です。

他のディープラーニングモデルに対するリザーバー計算モデルの優位性として、結果出力部分のみを学習対象とすることで、大幅に学習の計算量を削減可能となることが挙げられます。これをハードウェアに実装することで、高効率・高速な機械学習デバイスを実現することが可能な技術として注目されています。

第3【設備の状況】

1【設備投資等の概要】

当事業年度において、ソフトウェア開発環境整備強化などのため、総額55,710千円（開発環境として使用する自社利用のソフトウェア2,349千円を含む）の設備投資を実施しました。

また、当事業年度において重要な設備の除却、売却等はありません。

なお、当社は単一セグメントであるため、セグメント別の設備の状況の記載はしていません。

2【主要な設備の状況】

当社の各事業所の主要な設備は、以下のとおりであります。

2025年3月31日現在

事業所名 (所在地)	設備の内容	帳簿価額（千円）				従業員数 (人)
		建物	工具、器具 及び備品	リース 資産	合計	
本社 (東京都世田谷区)	統括業務設備 ソフトウェア開発用設備	94,022	71,659	3,673	169,356	335
大阪事業所 (大阪市北区)	ソフトウェア開発用設備	—	0	—	0	16

3【設備の新設、除却等の計画】

重要な設備の新設及び除却等については、該当事項はありません。

第4【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

①【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	16,000,000
計	16,000,000

②【発行済株式】

種類	事業年度末現在発行数(株) (2025年3月31日)	提出日現在発行数(株) (2025年6月27日)	上場金融商品取引所名又は登録 認可金融商品取引業協会名	内容
普通株式	5,120,000	5,120,000	東京証券取引所 プライム市場	単元株式数 100株
計	5,120,000	5,120,000	—	—

(2)【新株予約権等の状況】

①【ストックオプション制度の内容】

該当事項はありません。

②【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

③【その他の新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3)【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4)【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金 増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
2016年10月1日 (注)	2,560,000	5,120,000	—	477,300	—	587,341

(注) 株式分割(1:2)によるものです。

(5) 【所有者別状況】

2025年3月31日現在

区分	株式の状況（1単元の株式数100株）							単元未満株式 の状況 （株）	
	政府及び地方 公共団体	金融機関	金融商品取 引業者	その他の法 人	外国法人等		個人その他		計
					個人以外	個人			
株主数（人）	－	8	31	30	35	6	4,003	4,113	－
所有株式数 （単元）	－	7,564	1,527	17,530	776	8	23,659	51,064	13,600
所有株式数の割合 （％）	－	14.81	2.99	34.33	1.52	0.02	46.33	100.00	－

(注) 1. 株主数には、単元未満株式のみ所有者を含んでおりません。

2. 自己株式19,957株は、「個人その他」に199単元及び「単元未満株式の状況」に57株を含めて記載しております。

(6) 【大株主の状況】

2025年3月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	発行済株式 (自己株式を 除く。)の総 数に対する所 有株式数の割 合(%)
有限会社矢野商会	横浜市青葉区新石川3-14-1	1,388,820	27.23
日本マスタートラスト信託銀行株式会 社（信託口）	東京都港区赤坂1-8-1	468,700	9.19
株式会社日本カストディ銀行（信託 口）	東京都中央区晴海1-8-12	260,200	5.10
セック従業員持株会	東京都世田谷区用賀4-10-1	255,600	5.01
矢野 恭一	横浜市青葉区	177,680	3.48
有限会社近石商会	東京都調布市菊野台3-42-4	150,640	2.95
上田八木短資株式会社	大阪府中央区高麗橋2-4-2	82,000	1.60
有限会社小早商事	東京都北区西が丘2-3-10	81,440	1.59
小早 紀光	埼玉県川口市	67,100	1.31
小早 宏一郎	東京都北区	67,100	1.31
計	—	2,999,280	58.80

(7) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

2025年3月31日現在

区分	株式数 (株)	議決権の数 (個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式 (自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式 (その他)	—	—	—
完全議決権株式 (自己株式等)	普通株式 19,900	—	—
完全議決権株式 (その他)	普通株式 5,086,500	50,865	—
単元未満株式	普通株式 13,600	—	—
発行済株式総数	5,120,000	—	—
総株主の議決権	—	50,865	—

② 【自己株式等】

2025年3月31日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義所有 株式数 (株)	他人名義所有 株式数 (株)	所有株式数の 合計 (株)	発行済株式総数に 対する所有株式数 の割合 (%)
株式会社セック	東京都世田谷区 用賀4-10-1	19,900	—	19,900	0.39
計	—	19,900	—	19,900	0.39

2【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】 普通株式

- (1) 【株主総会決議による取得の状況】
該当事項はありません。
- (2) 【取締役会決議による取得の状況】
該当事項はありません。
- (3) 【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】
該当事項はありません。
- (4) 【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

区分	当事業年度		当期間	
	株式数（株）	処分価額の総額 （円）	株式数（株）	処分価額の総額 （円）
引き受ける者の募集を行った取得自己株式	—	—	—	—
消却の処分を行った取得自己株式	—	—	—	—
合併、株式交換、株式交付、会社分割に係る移転 を行った取得自己株式	—	—	—	—
その他 （譲渡制限付株式報酬としての自己株式処分）	3,000	13,185,000	—	—
保有自己株式数	19,957	—	19,957	—

（注）当期間における保有自己株式数には、2025年6月1日からこの有価証券報告書提出日までの単元未満株式の買取りによる株式は含まれておりません。

3【配当政策】

当社では、業績成長を継続して株主に適切な利益還元を図っていくことは当社経営の重要課題のひとつであると認識しており、当面、配当性向につきましては40%を目指してまいります。

剰余金の配当回数は、期末配当の年1回とすることを基本方針としております。なお、当社は、「取締役会の決議により、毎年9月30日を基準日として中間配当を行うことができる。」旨を定款に定めております。

剰余金の配当の決定機関は、期末配当については株主総会、中間配当については取締役会であります。

また、内部留保金につきましては、当社成長の元であるイノベーションの連鎖を断たないための研究開発・製品開発投資と、ビジネスや技術の変化適応力を強化するための社員教育への投資に、より多くを配分する方針としております。

当事業年度の配当につきましては、普通配当105円に上場20周年記念配当5円を加え、1株当たり110円の配当を実施することといたしました。

決議年月日	配当金の総額 (千円)	1株当たり配当額 (円)
2025年6月26日 定時株主総会決議	561,004	110

4【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1)【コーポレート・ガバナンスの概要】

①コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

イ. 基本的な考え方

株主に代わって経営の効率性や公正さをチェックし、経営リスクを組織的に回避し、当社の企業価値を高めていくというコーポレート・ガバナンスの維持は極めて重要な経営課題であると、当社は認識しております。こうした目的を達成するために、当社では、審議に十分な時間をかけた取締役会を開催すること、また、監査等委員会監査及び内部監査による経営チェック機能の充実を重視しております。

ロ. 基本方針

当社は、すべてのステークホルダーの立場を踏まえうえて、コーポレート・ガバナンスが目的とする透明・公正かつ迅速・果斷な意思決定を行う仕組みを構築・維持・改善し、持続的な成長と中長期的な企業価値の向上のための自律的な対応を行うことを基本方針としております。

②企業統治の体制の概要及び当該体制を採用する理由

イ. 企業統治の体制の概要

当社は、監査等委員会設置会社であります。

1. 取締役会

取締役会は、取締役（監査等委員を除く）4名（男性4名、うち社外取締役1名）と監査等委員である取締役3名（男性2名 女性1名、うち社外取締役2名）で構成されております。毎月の定例取締役会と必要に応じて臨時取締役会を開催し、経営に関わる重要事項の審議並びに意思決定、業務執行状況の監督を行っております。

2. 監査等委員会

監査等委員会は、社外取締役2名を含む監査等委員である取締役3名で構成されております。毎月の定例監査等委員会と必要に応じて臨時監査等委員会を開催し、経営の適法性及び妥当性の監査を行っております。

当社の監査等委員会の構成員は次のとおりであります。

委員長	酒井田 努（社外取締役）
委員	酒井 俊司、上岡 玲子（社外取締役）

なお、酒井 俊司は、常勤の監査等委員であります。情報収集その他監査の実効性を高め、監査・監督機能を強化するため、常勤の監査等委員を選定しております。

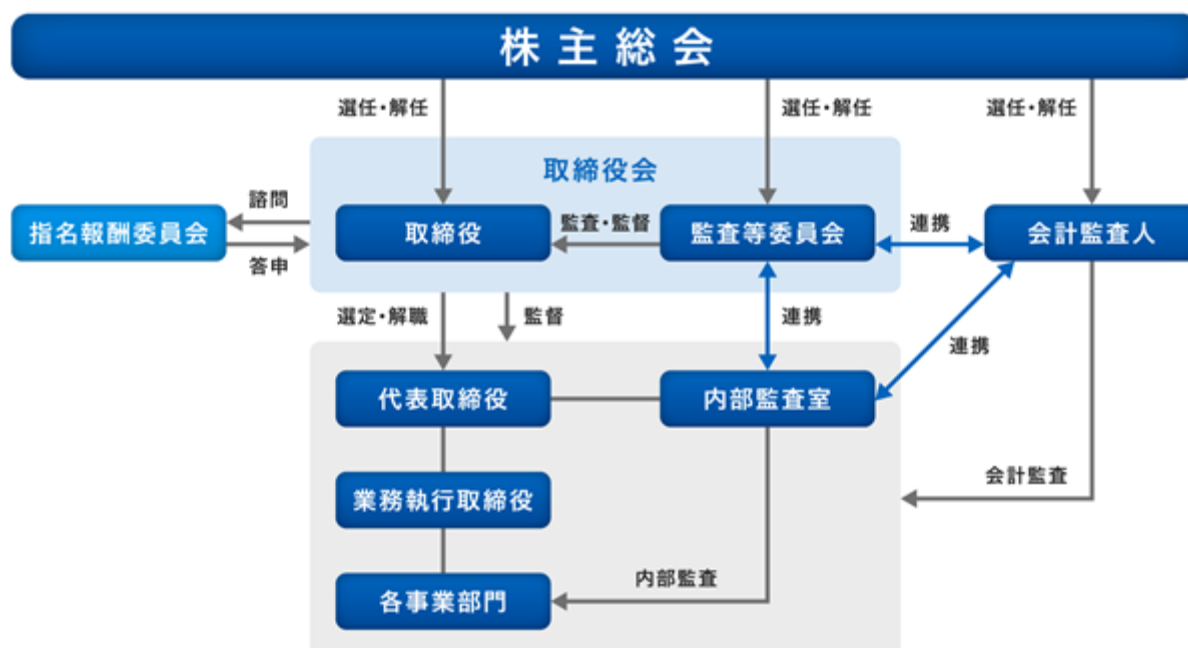
3. 指名報酬委員会（任意の諮問委員会）

指名報酬委員会は、社外取締役3名を含む取締役4名で構成されております。本委員会は、取締役会からの諮問に応じ、指名・報酬等に関する事項について審議を行い、取締役会に答申を行います。

当社の指名報酬委員会の構成員は次のとおりであります。

委員長	西村 邦裕（社外取締役）
委員	櫻井 伸太郎、酒井田 努（社外取締役）、上岡 玲子（社外取締役）

業務執行の体制、経営監視及び内部統制の仕組みは下図のとおりです。



ロ. 企業統治の体制を採用する理由

当社は、会社規模、業務内容に最適な体制を組み、実質の効果を求めていく方針であります。複数の社外取締役を含む監査等委員が取締役会における議決権を有することにより、経営の監督機能の実効性を高めることができると考え、監査等委員会設置会社の体制を採用しております。また、取締役の指名・報酬等に関する手続きの公正性・透明性・客観性を強化し、コーポレート・ガバナンスの充実を図ることを目的として、任意の諮問委員会である、指名報酬委員会を設置しております。

③企業統治に関するその他の事項

イ. 内部統制システムの整備の状況

・当社は、取締役会において以下のとおり「内部統制システム構築の基本方針」を決議しております。

1. 取締役・使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社は、役職員の職務の執行が法令及び定款に適合し、かつ社会的責任を果たすため、会社理念（目標、方針、行動規準）を定め、それを全役職員に周知徹底します。

また、当社は、内部通報制度を導入し、法令違反、不正行為等の防止、早期発見及び是正を図ると共に、内部通報者の保護を行います。

2. 取締役の職務の執行にかかる情報の保存及び管理に関する体制

取締役の重要な意思決定または重要な報告に関しては、社内規程に従い、適切な管理を行います。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

全社のリスク管理を統括する担当取締役を置きます。担当取締役は、「リスク管理規程」に基づいて全社のリスクを統括管理し、リスク管理状況を定期的に取締役会に報告します。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役会で、各取締役の担当役割及び担当部門を決定し、業務執行責任を明確にします。

取締役会は、経営の執行方針、法令で定められた事項やその他経営に関する重要事項を決定し、業務執行状況を監督します。

担当取締役は、担当する業務の執行状況を監督し、各部門の実施状況は、部門責任者が参加する会議にて評価します。

5. 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社は、「関係会社規程」に従い、子会社の取締役等の職務の執行に係る重要事項について承認を行うと共に、業績状況等について定期的に報告を受けます。

6. 監査等委員会がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項、当該使用人の取締役（監査等委員である取締役を除く。）からの独立性に関する事項、当該使用人に対する監査等委員会の指示の実効性の確保に関する事項

監査等委員会は、内部監査室の要員に対し、補助者として監査業務の補助を行うよう命令できます。当該要員は、監査等委員会の補助者としての職務においては、監査等委員会の指示にのみ従うものとします。また、当該要員の人事異動、人事考課及び懲戒処分には、監査等委員会の承認を得なければならないものとします。

7. 当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び使用人並びに子会社の取締役等及び使用人またはこれらの者から報告を受けた者が当社の監査等委員会に報告するための体制その他の監査等委員会への報告に関する体制、報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び使用人等は、当社に著しい損害を及ぼすおそれがある事実を発見したときは、ただちに監査等委員会に当該事実を報告します。また、監査等委員会は、取締役（監査等委員である取締役を除く。）または使用人等に対し報告を求めることができます。当社は、監査等委員会へ報告をしたことを理由とした不利益な処遇は一切行いません。
8. 監査等委員の職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項
監査等委員がその職務の執行（監査等委員会の職務執行に関するものに限り）について生じる費用の前払いまたは支払い等の請求をしたときは、速やかに処理します。
9. その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制
監査等委員会は、代表取締役、取締役（監査等委員である取締役を除く。）、会計監査人及び内部監査室長と随時面談を行い、意見交換を実施します。
10. 財務報告の信頼性及び適正性を確保するための体制
当社は、金融商品取引法及び関連法令の定めに従い、財務報告に係る内部統制システムの適切な運営を図り、財務報告の信頼性及び適正性を確保します。
11. 反社会的勢力による被害を防止するための体制
当社は、反社会的勢力とは一切の関係を持たず、反社会的勢力からの不当要求・妨害行為に対して毅然とした態度で組織的に対応するものとし、全役職員に対してその徹底を図ります。

・「内部統制システム構築の基本方針」の運用状況は以下のとおりです。

1. コンプライアンス体制

当社では、会社理念（目標、方針、行動規準）を定め、会社規程及びホームページに明記して周知しております。また、内部通報制度を導入してコンプライアンス違反の早期発見及び未然防止を図っております。

コンプライアンスを所管する部署は、業務の適正性及び各種法改正の状況に応じて、会社規程を適時適切に整備しております。また、コンプライアンス教育を新入社員研修時に加え、全従業員に対しても継続的に実施することで、コンプライアンスへの意識向上、徹底に努めております。

反社会的勢力に対する対応につきましては、「反社会的勢力対応規程」を定め、全役職員に周知徹底を図っております。

2. リスク管理体制

当社では、経営上のリスクに組織的に対応するため、リスク管理を統括する担当取締役を置いております。リスク管理担当取締役は、全取締役に対して経営リスクとその対応状況についてアンケート調査を行い、その結果に基づき、経営計画策定時の取締役会にてリスクの顕在化状況とリスク対策の有効性について意見交換し、経営計画に反映しております。

3. 取締役の職務の執行

当社では、株主総会後の取締役会において、各取締役の担当役割及び担当部門を決定し、業務執行責任を明確にしております。取締役は、担当業務を確認・監督し、取締役会において執行状況を適宜報告しております。また、取締役業務執行確認書を監査等委員会に提出し、職務執行の適法性を監査しております。

4. 監査等委員会の監査

監査等委員会は、代表取締役、会計監査人、内部監査室長との面談を行い、意見交換をしております。常勤監査等委員は社内の主要な会議に出席しております。また、監査等委員会は、取締役会の実効性評価及び監査等委員会の取締役会に対する実効性評価を実施し、その結果を取締役会に報告しております。

5. 財務報告の体制

当社では、社長を委員長とする内部統制委員会を中心に、財務報告に係る内部統制の有効性の評価、改善を実施しております。

ロ. 責任限定契約の内容の概要

当社と取締役（業務執行取締役を除く。）は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、2百万円又は法令が定める額のいずれか高い額としております。なお、当該責任限定が認められるのは、当該取締役が責任の原因となった職務の遂行について善意でかつ重大な過失がないときに限られます。

ハ、役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、保険会社との間で、当社及び当社の子会社の取締役（監査等委員である取締役を含む。）を被保険者とする、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、保険料は全額当社が負担しております。

当該保険契約の内容の概要は、被保険者が当社及び当社の子会社の役員としての業務につき行った行為（不作為を含む。）に起因して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る損害賠償金や争訟費用等を補償するものです。ただし、贈収賄などの犯罪行為や意図的に違法行為を行った役員自身の損害等は補償対象外とすることにより、役員等の職務の執行の適正性が損なわれないように措置を講じております。

ニ、取締役の定数

当社の取締役（監査等委員を除く。）は7名以内、監査等委員である取締役は5名以内とする旨定款に定めております。

ホ、取締役の選任決議要件

当社は、株主総会での取締役の選任決議について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨を定款に定めております。

また、取締役の選任決議は、累積投票によらない旨を定款に定めております。

ヘ、定款の定めにより取締役会決議とした株主総会決議事項

1. 自己株式取得の決定機関

当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議をもって、自己株式を取得することができる旨を定款に定めております。これは、経営環境等の変化に対応した機動的な資本政策の遂行を可能とするため、市場取引等により自己の株式を取得することを目的とするものであります。

2. 取締役の責任免除

当社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議をもって同法第423条第1項の行為に関する取締役（取締役であった者を含む。）の責任を法令の限度において免除することができる旨を定款に定めております。これは、取締役が職務を遂行するにあたり、その能力を十分に発揮して、期待される役割を果たし得る環境を整備することを目的とするものであります。

3. 中間配当

当社は、会社法第454条第5項の規定により、「取締役会の決議により、毎年9月30日を基準日として中間配当を行うことができる。」旨を定款に定めております。これは、株主への機動的な利益還元を行うことを目的とするものであります。

ト、株主総会の特別決議要件

当社は、会社法第309条第2項に定める株主総会の特別決議について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨を定款に定めております。これは、株主総会における特別決議の定足数を緩和することにより、株主総会の円滑な運営を行うことを目的とするものであります。

④取締役会の活動状況

当事業年度において、当社は毎月の定例取締役会と臨時取締役会1回の計13回を開催しており、個々の取締役の出席状況については次のとおりであります。

氏 名	開催回数	出席回数
秋山 逸志	13	13
櫻井 伸太郎	13	13
杉山 寿顕	13	13
酒井 俊司	13	13
松本 素彦	13	13
西村 邦裕	13	13

- (注) 1. 社外取締役である松本 素彦は、2025年6月26日開催の第55期定時株主総会終結の時をもって退任いたしました。
2. 社外取締役である酒井田 努及び上岡 玲子は、2025年6月26日開催の第55期定時株主総会にて、新任の監査等委員である取締役として選任されたため、当事業年度における出席状況は記載しておりません。

当社の取締役会は、経営の基本方針、法令や定款で定められた事項、その他経営に関する重要事項を決定するとともに、取締役の業務執行状況を監督しております。

当事業年度は、経営方針、経営計画、予算、決算などに関する審議のほか、採用、教育、人事、内部統制、コーポレート・ガバナンス、サステナビリティなどの方針、取締役の業務執行状況などについて活発な議論を行いました。

⑤指名報酬委員会の活動状況

当事業年度において、当社は任意の諮問機関である指名報酬委員会を9回開催しており、個々の指名報酬委員の出席状況については次のとおりであります。

氏 名	開催回数	出席回数
松本 素彦	9	9
櫻井 伸太郎	9	9
西村 邦裕	9	9

- (注) 1. 社外取締役である松本 素彦は、2025年6月26日開催の第55期定時株主総会終結の時をもって退任いたしました。
2. 社外取締役である酒井田 努及び上岡 玲子は、2025年6月26日開催の第55期定時株主総会にて、新任の監査等委員である取締役として選任されたため、当事業年度における出席状況は記載しておりません。

当社の指名報酬委員会は、取締役会からの諮問に応じ、指名・報酬等に関する事項について審議を行い、取締役会に答申しております。

当事業年度は、主に、取締役選任に関する事項として、次期経営体制について審議を行いました。また、取締役（監査等委員を除く。）の報酬に関する事項として、取締役報酬制度について審議を行いました。

(2) 【役員の状況】

① 役員一覧

男性 6名 女性 1名 (役員のうち女性の比率14.3%)

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
代表取締役 会長	秋山 逸志	1951年8月23日生	1976年 4月 当社入社 1996年 5月 当社開発第一部長 1998年 6月 当社執行役員 2001年 4月 当社経理部長 2002年 6月 当社取締役 2006年 6月 当社代表取締役社長 2019年 4月 当社代表取締役会長 (現任)	(注) 2	48,300
代表取締役 社長	櫻井 伸太郎	1958年3月24日生	1983年 4月 当社入社 1999年 4月 当社開発第二部担当マネジャー 2001年 4月 当社SI本部インターネットビジネスフィール ド担当マネジャー 2006年 4月 当社開発副本部長兼プロダクトビジネス推進 部長兼研究企画室長 2006年 6月 当社上席執行役員 2012年 4月 当社開発副本部長兼第五開発部長兼研究企画 室長 2016年 4月 当社開発本部長 2016年 6月 当社取締役 2019年 4月 当社代表取締役社長 (現任) 2022年12月 AMSEC, INC. PRESIDENT (現任) (主要な兼職) AMSEC, INC. PRESIDENT	(注) 2	16,300
取締役 管理本部長	杉山 寿顕	1971年4月17日生	2008年 3月 当社入社 2016年10月 当社管理本部経理部長 2018年 7月 当社執行役員 2019年 6月 当社取締役 管理本部長 (現任)	(注) 2	9,700
取締役	西村 邦裕	1978年12月4日生	2003年 4月 日本学術振興会 特別研究員 (DC1) 2006年 4月 東京大学 先端科学技術研究センター 産学官連携研究員 (特任教員) 2007年 4月 東京大学大学院情報理工学系研究科助教 2011年 4月 東京大学 先端科学技術研究センター 客員研究員 (株)テンクー設立 同社代表取締役社長 (現任) 2013年 4月 東京大学大学院情報理工学系研究科 客員研究員 2014年10月 メディカルデータカード(株)設立 同社代表取締役社長 2017年 6月 当社社外取締役 (監査等委員) 2021年 4月 メディカルデータカード(株)取締役CTO 2025年 6月 当社社外取締役 (現任) (主要な兼職) (株)テンクー 代表取締役社長	(注) 2	—
取締役 (監査等委員)	酒井 俊司	1952年7月8日生	1976年 4月 当社入社 1993年10月 当社技術研究部長 1998年 6月 当社執行役員 1999年 4月 当社開発第二部長 2001年 4月 当社S I 本部長 2002年 6月 当社取締役 2005年 7月 当社開発本部長 2006年 6月 当社取締役副社長 2016年 4月 当社管理本部長 2019年 4月 当社取締役 2019年 6月 当社取締役 (監査等委員) (現任)	(注) 3	40,000

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
取締役 (監査等委員)	酒井田 努	1975年11月13日生	2007年12月 弁護士登録 弁護士法人サガミ総合法律事務所入所 2012年10月 静岡ひがし法律事務所設立 代表弁護士（現任） 2015年 4月 国立大学法人静岡大学法科大学院教授 2017年 4月 株式会社静幸産業 社外取締役（現任） 2025年 1月 酒井田努税理士事務所設立 代表税理士（現任） 2025年 6月 当社社外取締役（監査等委員）（現任） (主要な兼職) 静岡ひがし法律事務所 代表弁護士 株式会社静幸産業 社外取締役	(注) 3	—
取締役 (監査等委員)	上岡 玲子	1970年7月13日生	1997年 4月 日本電信電話株式会社 ヒューマンインタ フェース研究所 研究員 1999年 8月 東京大学 先端科学技術研究センター 協力研究員（2003年10月より客員研究員） 2005年 4月 東京大学 インテリジェント・モデリング・ ラボラトリー 特任助手（2007年4月より特任助教） 2010年 6月 独立行政法人産業技術総合研究所 サービス 工学研究センター 産総研特別研究員 2012年 4月 九州大学大学院 芸術工学研究院 准教授 2020年 4月 早稲田大学 理工学術院 非常勤研究員 2021年 6月 株式会社zeroion設立 同社代表取締役社長 2025年 4月 株式会社zeroion 取締役（現任） 東京工科大学 片柳研究所 教授（現任） 富山県立大学 客員教授（現任） 2025年 6月 当社社外取締役（監査等委員）（現任） (主要な兼職) 株式会社zeroion 取締役 東京工科大学 片柳研究所 教授	(注) 3	—
計					114,300

- (注) 1. 西村 邦裕、酒井田 努及び上岡 玲子は、社外取締役であります。
2. 2025年6月26日開催の定時株主総会終結の時から1年間
3. 2025年6月26日開催の定時株主総会終結の時から2年間
4. 当社は、監査等委員である取締役が法令に定めた員数を欠くこととなる場合に備え、会社法第329条第3項に定める補欠取締役1名を選任しております。補欠取締役の略歴は次のとおりであります。

氏名	生年月日	略歴	所有株式数 (株)
加藤 哲	1981年1月9日生	2009年12月 弁護士登録 2010年 1月 弁護士法人サガミ総合法律事務所入所 2015年 4月 サガミ総合法律事務所設立 代表弁護士（現任） (主要な兼職) サガミ総合法律事務所 代表弁護士	—

② 社外役員の状況

当社の社外取締役は3名であります。

社外取締役 西村 邦裕は、当社株式を保有しておらず、当社と同氏の間に特別な利害関係はありません。また、同氏は(株)テンクーの代表取締役社長であります。当社と当該法人との間には特別な利害関係はありません。

社外取締役 酒井田 努は、当社株式を保有しておらず、当社と同氏の間に特別な利害関係はありません。なお、同氏は静岡ひがし法律事務所の代表弁護士であります。当社と当該法律事務所との間には特別な利害関係はありません。また、同氏は株式会社静幸産業の社外取締役であります。当社と当該法人との間には特別な利害関係はありません。

社外取締役 上岡 玲子は、当社株式を保有しておらず、当社と同氏の間に特別な利害関係はありません。なお、同氏は株式会社zeroionの取締役であります。当社と当該法人との間には特別な利害関係はありません。また、同氏は東京工科大学片柳研究所の教授であります。当社と東京工科大学との間には特別な利害関係はありません。

当社は、社外取締役には、専門的な知識またはその経歴を通じて培った豊富な知識・経験に基づき、客観的な立場から経営を監督し、また有効なアドバイスをする役割があると考えております。また、経営監視機能強化のため、監査等委員会委員長には社外取締役が就いております。

社外取締役の独立性については、会社法及び会社法施行規則の定めに加え、3名は東京証券取引所の独立役員の要件を満たすこととしております。当社の社外取締役3名は、当社経営陣から独立した立場にあり、当社の一般株主との利益相反が生じるおそれがないため、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

③ 社外取締役による監督又は監査と内部監査、監査等委員会監査及び会計監査との相互連携並びに内部統制部門との関係

監査等委員である社外取締役は、監査等委員会及び取締役会に出席するほか、会計監査人との情報交換会にも出席しております。監査等委員会において、内部監査室より内部監査計画や監査の方法及び結果の報告を受け、内部監査室長との情報交換会を随時実施しております。また、常勤監査等委員を通じて内部統制部門から情報を入手しており、入手できる情報は常勤取締役と同水準のものとなっております。

また、監査等委員でない社外取締役は、取締役会において内部監査、監査等委員会監査及び会計監査の状況についての報告や内部統制に関する報告を受け、適宜意見を述べることにより、職務執行の適切な監督を行っております。

(3) 【監査の状況】

① 監査等委員会監査の状況

当社の監査等委員会は、社外取締役2名を含む監査等委員である取締役3名で構成されており、経営の適法性及び妥当性の監査を行っております。当社の監査等委員は、当社の経営を専門の見地や過去の経験と実績に基づく見地から監視、監査できる人材を選任しております。

監査等委員会の構成員は次のとおりであります。

委員長	酒井田 努（社外取締役）
委員	酒井 俊司、上岡 玲子（社外取締役）

社外取締役 酒井田 努は、税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。また、酒井 俊司は、常勤の監査等委員であります。当社は、情報収集その他監査の実効性を高め、監査・監督機能を強化するため、常勤の監査等委員を選定しております。

a. 監査等委員会の開催回数と監査等委員の出席状況

当事業年度において、当社は毎月の定例監査等委員会と臨時監査等委員会1回の計13回を開催しており、個々の監査等委員の出席状況については次のとおりであります。

氏 名	開催回数	出席回数
松本 素彦	13	13
酒井 俊司	13	13
西村 邦裕	13	13

(注) 1. 社外取締役である松本 素彦は、2025年6月26日開催の第55期定時株主総会終結の時をもって退任いたしました。

2. 社外取締役である酒井田 努及び上岡 玲子は、2025年6月26日開催の第55期定時株主総会にて、新任の監査等委員である取締役として選任されたため、当事業年度における出席状況は記載しておりません。

b. 監査等委員会における具体的な検討内容

監査等委員会の具体的な検討内容は、取締役会やその他重要な会議の運営状況などの監査、取締役の職務執行に関する監査、内部統制システムの妥当性に関する監査、会計監査人の監査の方法および結果の妥当性に関する監査、事業報告および附属明細書の妥当性に関する監査、関連当事者取引に関する監査、サステナビリティを含むコーポレートガバナンス・コードへの対応状況に関する監査等であります。

c. 監査等委員の主な活動

監査等委員は、取締役会などの重要な会議に出席することに加え、代表取締役との定期的な意見交換などにより、経営の執行状況を把握し、効果的な監査業務の遂行を図っております。監査等委員会として、年4回、監査法人より監査計画や監査の方法及び結果の報告を受け、意見交換をしております。加えて、会計監査時点において監査報告等を確認しております。また、内部監査室より内部監査計画や監査の方法及び結果の報告を受け、内部監査室長との意見交換を随時実施しております。

常勤の監査等委員の活動としては、幹部会議等の重要な会議に参加し業務執行状況を確認しております。

当事業年度は、重点監査項目として取締役会実効性評価を実施しました。その評価結果は当社ホームページに公開しております。

② 内部監査の状況

当社では、社長直属の内部監査室を設置しております。内部監査は、専任の内部監査室長（1名）と内部監査室長が推薦し社長が任命した内部監査人（6名）が実施しております。監査内容に即した専門知識を持つ監査人で内部監査チームを編成し、組織的かつ統合的な内部監査活動を行っております。

内部監査室では、内部統制に関する内部監査も実施しております。内部統制に関する内部監査は、内部統制委員会や監査法人と連携して実施しております。

内部監査室長は、定期的に監査等委員会に出席し、監査計画や監査の方法及び結果を報告しております。社長のみならず監査等委員会に直接報告し、意見交換を行うことで、内部監査の実効性確保を図っております。なお、内部監査室が取締役会に直接報告する体制にはなっておりませんが、監査等委員会が内部監査室との意見交換の結果を取締役会に報告することとしております。

③ 会計監査の状況

a. 監査法人の名称

有限責任監査法人トーマツ

b.継続監査期間

24年間

c.業務を執行した公認会計士

指定有限責任社員 業務執行社員 岩下 万樹

指定有限責任社員 業務執行社員 柴田 勝啓

d.監査業務に係る補助者の構成

当社の会計監査業務に係る補助者は、公認会計士4名、会計士試験合格者2名、その他11名であります。

e.監査法人の選定方針と理由

当社は、高品質な監査が実現可能であること、独立性を確保していることに加え、受託実績や総合的能力を勘案して、監査等委員会が監査法人を選定しております。監査等委員会は、監査法人の品質、独立性、信頼性等に疑念を生じさせる状況が発生するなど、監査法人の職務の執行に支障がある場合や、その他必要があると判断した場合は、監査法人の解任または不再任を検討いたします。なお、審査体制や業務執行社員のローテーション、特別利害関係の禁止・制限等による独立性の確保、豊富な監査実績など、総合的に検討した結果、会社法に基づく会計監査及び金融商品取引法に基づく監査に、有限責任監査法人トーマツを起用しております。

f.監査等委員会による監査法人の評価

当社の監査等委員会は、監査法人を適切に評価するための基準を策定し、この基準に基づき監査法人の候補選定及び評価を行っております。

監査等委員会は、監査法人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、監査法人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めています。また、監査法人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めています。さらに監査手続の実効性について、主要部署責任者の意見を聴取しております。

監査等委員会は、監査法人の評価の結果、有限責任監査法人トーマツは、選定方針に適合していると判断しております。

④ 監査報酬の内容等

a.監査公認会計士等に対する報酬

前事業年度		当事業年度	
監査証明業務に基づく報酬 (千円)	非監査業務に基づく報酬 (千円)	監査証明業務に基づく報酬 (千円)	非監査業務に基づく報酬 (千円)
22,500	—	22,500	—

b.監査公認会計士等と同一のネットワークに対する報酬(a.を除く)

該当事項はありません。

c.その他の重要な監査証明業務に基づく報酬の内容

該当事項はありません。

d.監査報酬の決定方針

当社の監査公認会計士等に対する監査報酬の決定方針としましては、監査日数、当社の規模、業務の特性、同業他社の状況などを勘案し、決定することとしております。

e.監査等委員会が会計監査人の報酬等に同意した理由

当社の監査等委員会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務執行状況及び報酬見積りの算出根拠などの妥当性について検討を行った結果、報酬単価及び監査時間を含め、監査報酬の水準は適切であり、監査の有効性・効率性に配慮されていると判断したため、会計監査人の報酬に対して、会社法第399条第1項の同意を行っております。

(4) 【役員の報酬等】

① 役員の報酬等の額またはその算定方法の決定に関する方針に係る事項

当社は、「役員報酬規程」において、役員の報酬等の額またはその算定方法を定めております。

取締役（監査等委員を除く。）の報酬は、職責、職位及び経営への貢献度等に応じて支給する基本報酬（固定報酬）、業績へのコミットメントに応じて支給するインセンティブ報酬（業績連動報酬）、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブ及び株主との価値共有を目的として支給する譲渡制限付株式報酬（非金銭報酬）に区分されております。

なお、社外取締役の報酬は原則として基本報酬のみとしております。

各報酬の決定過程については、指名報酬委員会が取締役会からの諮問に応じて審議を行い、その答申について監査等委員会の意見を聴取し同意を得た上で、取締役会が決定を行う方針としております。

なお、取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が当該決定方針と整合していることや、指名報酬委員会からの答申が尊重されていることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

a. 取締役（監査等委員を除く。）の報酬

・基本報酬

基本報酬は、「役員報酬規程」に基づいて報酬額が算定され、株主総会後の取締役会において決定しております。個別の事情や業績悪化などにより報酬額改定の必要がある場合は、指名報酬委員会で報酬額及び配分を審議し、取締役会に答申することとしております。取締役会は、監査等委員会の意見を聴取し同意を得た上で報酬額及び配分を決定することとしております。

・インセンティブ報酬

インセンティブ報酬は、当事業年度の業績などを勘案し、基本報酬の0～50%の範囲内で決定することとし、業績予想として開示している売上高、営業利益、経常利益、当期純利益の達成度を総合的に判断し、指名報酬委員会での審議を経て、監査等委員会の意見を聴取し同意を得た上で、取締役会で支給総額を決定しております。ただし、当社は会社理念の方針のひとつである「質重視経営」の成果は売上高営業利益率に表れると考え、経営上の目標の達成状況を判断するための客観的な指標として、売上高営業利益率2桁を維持することとしておりますので、売上高営業利益率が10%に満たない場合や、営業利益が期初の業績予想を下回った場合、その他、インセンティブ報酬を支給すべきでないと判断した場合は支給しないこととしております。なお、各取締役への支給額の配分は、役員報酬規程に定める配分割合を基準として決定しており、インセンティブ報酬の総額は、利益配当金を上回らないこととしております。

当事業年度においては、売上高営業利益率が17.4%と基準を上回り、営業利益、経常利益、当期純利益が期初の業績予想を上回ったことから、指名報酬委員会で審議し、監査等委員会の意見を聴取し同意を得た上で、インセンティブ報酬の支給を取締役会で決定しております。

・譲渡制限付株式報酬

譲渡制限付株式報酬制度は、当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的とした制度で、本制度の概要は以下のとおりであります。

取締役は、本制度に基づき当社から支給された金銭債権の全部を現物出資財産として払込み、当社の普通株式について発行または処分を受けることとなります。本制度に基づき取締役に対して支給する金銭債権の総額は、年額500万円以内（ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与を含まない。）といたします。各取締役への具体的な支給時期及び配分は、職務、役位、会社への貢献期待度、当社を取り巻く業況などを考慮して、指名報酬委員会で審議し、監査等委員会の意見を聴取し同意を得た上で、取締役会で決定いたします。

本制度により、当社が新たに発行または処分する普通株式の総数は、年25,000株以内とし、その1株当たりの払込金額は、各取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社の普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として当該普通株式を引き受ける対象取締役に特に有利な金額とならない範囲において、取締役会において決定します。

また、本制度による当社の普通株式の発行または処分に当たっては、当社と譲渡制限付株式報酬の支給を受ける予定の対象取締役との間において、①一定期間（以下「譲渡制限期間」といいます。）、本株式に係る第三者への譲渡、担保権の設定その他一切の処分を禁止すること、②一定の事由が生じた場合には当社が本株式を無償取得することなどをその内容に含む譲渡制限付株式割当契約が締結されることを条件といたします。本株式は、譲渡制限期間中の譲渡、担保権の設定その他の処分をすることができないよう、譲渡制限期間中は、取締役が証券会社に開設する専用口座で管理されます。

なお、譲渡制限付株式報酬の付与数は、指名報酬委員会の方針を審議し、株主総会後の取締役会において、監査等委員会の意見を聴取し同意を得た上で決定しております。

b. 取締役（監査等委員）の報酬

取締役（監査等委員）の報酬は、原則として基本報酬のみとし、株主総会後の監査等委員会にて決定しております。基本報酬は、監督・意思決定報酬のみで算定されており、同規模の他社水準を考慮して決定しております。

c. 役員報酬体系ごとの比率

取締役（監査等委員を除く。）の役員報酬体系ごとの比率は、役位ごとに異なりますが、基本報酬に対して、業績連動報酬が0～50%、譲渡制限付株式報酬が12～20%としております。

なお、当事業年度は、代表取締役社長の場合、基本報酬に対して、業績連動報酬が41.7%、譲渡制限付株式報酬が17.5%でありました。

d. 役員報酬等についての株主総会決議事項

取締役（監査等委員を除く。）の金銭報酬の額は、2025年6月26日開催の第55期定時株主総会において年額200,000千円以内（うち、社外取締役分は年額30,000千円以内。使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない。）と決議しております。当該株主総会終結時点の取締役（監査等委員を除く。）の員数は4名（うち、社外取締役は1名）であります。

取締役（監査等委員）の金銭報酬の額は、2015年6月25日開催の第45期定時株主総会において、年額70,000千円以内と決議しております。当該株主総会終結時点の取締役（監査等委員）の員数は3名であります。

また、金銭報酬とは別枠で、2020年6月25日開催の第50期定時株主総会において、取締役（社外取締役及び監査等委員を除く。）の譲渡制限付株式報酬の額として年額50,000千円以内（使用人兼務取締役の使用人分給与を含まない。）、株式数の上限を年25,000株以内と決議しております。当該株主総会終結時点の取締役（社外取締役及び監査等委員を除く。）の員数は4名であります。

② 役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数

役員区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額（千円）				対象となる 役員の員数 (人)
		固定報酬	業績連動報酬	非金銭報酬等	その他の 金銭報酬	
取締役（監査等委員を除く。） （社外取締役を除く。）	134,433	80,040	31,250	13,143	10,000	3
取締役（監査等委員） （社外取締役を除く。）	12,800	10,800	—	—	2,000	1
社外役員	22,640	17,640	—	—	5,000	2

（注） 1. 非金銭報酬等の内訳は、全て譲渡制限付株式報酬であります。

2. その他の金銭報酬として取締役（社外取締役及び監査等委員を含む。）に対して上場20周年記念賞与を支給しております。

(5) 【株式の保有状況】

① 投資株式の区分の基準及び考え方

当社は、保有目的が純投資目的である投資株式と純投資目的以外の目的である投資株式の区分について、専ら株式の価値の変動または株式に係る配当によって利益を受けることを目的とした投資株式を純投資目的、それ以外を純投資目的以外の目的であるとしております。なお、純投資目的の株式に関しては当面は保有しない方針であります。

② 保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式

a. 保有方針及び保有の合理性を検証する方法並びに個別銘柄の保有の適否に関する取締役会等における検証の内容

当社は、いわゆる政策保有株式について、投資先企業との長期的・安定的な関係の維持・強化、業務の円滑な推進等、事業上のメリットの享受などが図られる場合に限り保有し、事業上のメリットが限定的となった場合や、投資先企業との関係性において保有数が過大となった場合には縮減する方針としております。また、取締役会において、保有の目的、便益やリスクを精査し、適否を検証しております。

現在当社が保有する政策保有株式は、評価の結果、事業上の関係の円滑化に寄与しており、保有目的に適合し、保有数も適切であると判断しております。

b. 銘柄数及び貸借対照表計上額

	銘柄数 (銘柄)	貸借対照表計上額の 合計額(千円)
非上場株式	1	500
非上場株式以外の株式	1	178,559

(当事業年度において株式数が増加した銘柄)

	銘柄数 (銘柄)	株式数の増加に係る取得 価額の合計額(千円)	株式数の増加の理由
非上場株式	—	—	—
非上場株式以外の株式	1	1,937	取引先持株会による定期買付

(当事業年度において株式数が減少した銘柄)

	銘柄数 (銘柄)	株式数の減少に係る売却 価額の合計額(千円)
非上場株式	—	—
非上場株式以外の株式	—	—

c.特定投資株式及びみなし保有株式の銘柄ごとの株式数、貸借対照表計上額等に関する情報

特定投資株式

銘柄	当事業年度	前事業年度	保有目的、業務提携等の概要、 定量的な保有効果 及び株式数が増加した理由	当社の株式の 保有の有無
	株式数（株）	株式数（株）		
	貸借対照表計上額 （千円）	貸借対照表計上額 （千円）		
富士通株式会社	60,508	5,978	（保有目的） 取引先との関係強化のため持株会に入会し保有しております。 （業務提携等の概要） 当社は富士通株式会社との関係強化のため、富士通株式会社のソフトウェア開発パートナー団体であるF S Aに入会しております。F S A持株会に入会し、株式を保有することで、業務の円滑な推進や各種情報の提供など、事業上のメリットを享受しております。なお、株式の相互保有はしていません。 （定量的な保有効果） 定量的な保有効果の記載は困難であります。なお、情報サービス事業における取引先との円滑な業務の推進等、事業上のメリットの享受の観点で保有の合理性を検証しており、当社が保有する政策保有株式は保有方針に沿った目的で保有していることを確認しております。 （株式数が増加した理由） 取引先持株会による定期買付により増加しております。	無
	178,559	148,860		

（注）富士通株式会社は、2024年4月1日を効力発生日として、普通株式1株につき10株の割合で株式分割しております。

みなし保有株式

該当事項はありません。

③ 保有目的が純投資目的である投資株式

該当事項はありません。

第5【経理の状況】

1. 財務諸表の作成方法について

当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）に基づいて作成しております。

2. 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、事業年度（2024年4月1日から2025年3月31日まで）の財務諸表について、有限責任監査法人トーマツによる監査を受けております。

3. 連結財務諸表について

「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和51年大蔵省令第28号）第5条第2項により、当社では、子会社の資産、売上高、損益、利益剰余金及びキャッシュ・フローその他の項目から見て、当企業集団の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する合理的な判断を誤らせない程度に重要性が乏しいものとして、連結財務諸表は作成しておりません。

なお、資産基準、売上高基準、利益基準及び利益剰余金基準による割合は次のとおりであります。

資産基準	0.45%
売上高基準	0.00%
利益基準	0.08%
利益剰余金基準	0.24%

4. 財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組について

当社は、財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組を行っております。具体的には、会計基準等の内容を適切に把握し、会計基準等の変更等についての的確に対応することができる体制を整備するため、公益財団法人財務会計基準機構へ加入しております。

また、監査法人及び各種団体の主催する研修に参加しております。

1 【財務諸表等】

(1) 【財務諸表】

① 【貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (2024年3月31日)	当事業年度 (2025年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	2,968,575	2,231,686
受取手形	※ 1 38,174	※ 1 52,145
売掛金	※ 1 3,053,155	※ 1 4,666,053
契約資産	1,611,464	1,877,321
商品及び製品	17,603	377,680
前払費用	90,417	114,270
その他	6,173	7,061
流動資産合計	7,785,565	9,326,219
固定資産		
有形固定資産		
建物	170,811	172,062
減価償却累計額	△67,000	△78,039
建物（純額）	103,811	94,022
工具、器具及び備品	※ 2 185,110	※ 2 206,120
減価償却累計額	△137,251	△134,460
工具、器具及び備品（純額）	※ 2 47,858	※ 2 71,659
リース資産	10,105	14,343
減価償却累計額	△2,887	△4,895
リース資産（純額）	7,218	9,447
有形固定資産合計	158,887	175,130
無形固定資産		
ソフトウェア	10,606	8,486
ソフトウェア仮勘定	625	-
無形固定資産合計	11,231	8,486
投資その他の資産		
投資有価証券	1,149,360	1,179,059
関係会社株式	11,400	11,400
前払年金費用	600,094	666,691
繰延税金資産	-	8,229
その他	392,392	400,278
投資その他の資産合計	2,153,246	2,265,658
固定資産合計	2,323,366	2,449,275
資産合計	10,108,931	11,775,495

(単位：千円)

	前事業年度 (2024年3月31日)	当事業年度 (2025年3月31日)
負債の部		
流動負債		
買掛金	440,895	973,435
短期借入金	36,000	36,000
未払金	67,381	205,350
未払費用	118,556	123,185
未払法人税等	251,332	402,113
未払消費税等	198,356	61,285
前受金	※1 26,481	※1 29,279
預り金	16,215	17,295
賞与引当金	352,000	380,000
役員賞与引当金	31,250	31,250
受注損失引当金	-	20,000
その他	1,587	2,520
流動負債合計	1,540,058	2,281,715
固定負債		
長期末払金	96,542	96,542
繰延税金負債	8,930	-
資産除去債務	58,545	58,948
その他	6,351	8,027
固定負債合計	170,369	163,517
負債合計	1,710,427	2,445,233
純資産の部		
株主資本		
資本金	477,300	477,300
資本剰余金		
資本準備金	587,341	587,341
その他資本剰余金	4,204	10,129
資本剰余金合計	591,546	597,471
利益剰余金		
利益準備金	25,000	25,000
その他利益剰余金		
別途積立金	400,000	400,000
繰越利益剰余金	6,883,250	7,783,810
利益剰余金合計	7,308,250	8,208,810
自己株式	△55,555	△48,295
株主資本合計	8,321,541	9,235,286
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	76,962	94,975
評価・換算差額等合計	76,962	94,975
純資産合計	8,398,504	9,330,262
負債純資産合計	10,108,931	11,775,495

②【損益計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	当事業年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)
売上高	※ 1 8,534,531	※ 1 10,295,370
売上原価	5,983,682	7,224,944
売上総利益	2,550,848	3,070,425
販売費及び一般管理費	※ 2, ※ 3 1,083,550	※ 2, ※ 3 1,277,168
営業利益	1,467,298	1,793,256
営業外収益		
受取利息	43	2,095
有価証券利息	7,144	9,833
受取配当金	1,477	1,619
不動産賃貸料	4,195	4,110
補助金収入	33,063	39,237
受取出向料	32,504	43,076
その他	3,929	2,399
営業外収益合計	82,358	102,372
営業外費用		
支払利息	675	891
不動産賃貸費用	1,058	1,054
支払手数料	1	1
その他	-	0
営業外費用合計	1,735	1,947
経常利益	1,547,922	1,893,682
税引前当期純利益	1,547,922	1,893,682
法人税、住民税及び事業税	422,290	576,588
法人税等調整額	20,315	△26,908
法人税等合計	442,605	549,679
当期純利益	1,105,316	1,344,002

【売上原価明細書】

		前事業年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)		当事業年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)	
区分	注記 番号	金額 (千円)	構成比 (%)	金額 (千円)	構成比 (%)
I 材料費		101,475	1.7	342,014	4.6
II 労務費		2,465,054	40.2	2,642,151	35.7
III 外注費		2,893,556	47.1	3,769,137	50.9
IV 経費	※2	676,767	11.0	655,430	8.8
当期総製造費用		6,136,854	100.0	7,408,735	100.0
他勘定受入高	※3	156		167	
他勘定振替高	※4	△154,534		△210,517	
ソフトウェア償却費		1,206		6,560	
受注損失引当金繰入額		-		20,000	
売上原価		5,983,682		7,224,944	

(注) 1.原価計算の方法

プロジェクト別の実際個別原価計算を採用しております。

※2.経費のうち主なものは次のとおりであります。

項目	前事業年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	当事業年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)
地代家賃 (千円)	263,126	268,925
旅費交通費 (千円)	44,096	39,086
減価償却費 (千円)	28,336	33,178

※3.他勘定受入高の内訳は次のとおりであります。

項目	前事業年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	当事業年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)
販売費及び一般管理費 (千円)	156	167

※4.他勘定振替高の内訳は次のとおりであります。

項目	前事業年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	当事業年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)
販売費及び一般管理費 (千円)	152,853	204,583
ソフトウェア仮勘定 (千円)	1,681	5,934

③【株主資本等変動計算書】

前事業年度（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）

(単位：千円)

	株主資本							
	資本金	資本剰余金			利益剰余金			
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金		利益剰余金合計
						別途積立金	繰越利益剰余金	
当期首残高	477,300	587,341	834	588,175	25,000	400,000	6,129,359	6,554,359
当期変動額								
剰余金の配当							△351,426	△351,426
当期純利益							1,105,316	1,105,316
自己株式の取得								
自己株式の処分			3,370	3,370				
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）								
当期変動額合計	-	-	3,370	3,370	-	-	753,890	753,890
当期末残高	477,300	587,341	4,204	591,546	25,000	400,000	6,883,250	7,308,250

	株主資本		評価・換算差額等		純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
当期首残高	△64,794	7,555,040	47,791	47,791	7,602,832
当期変動額					
剰余金の配当		△351,426			△351,426
当期純利益		1,105,316			1,105,316
自己株式の取得	△410	△410			△410
自己株式の処分	9,649	13,020			13,020
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）			29,171	29,171	29,171
当期変動額合計	9,239	766,500	29,171	29,171	795,671
当期末残高	△55,555	8,321,541	76,962	76,962	8,398,504

当事業年度（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）

（単位：千円）

	株主資本							
	資本金	資本剰余金			利益剰余金			
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金		利益剰余金合計
						別途積立金	繰越利益剰余金	
当期首残高	477,300	587,341	4,204	591,546	25,000	400,000	6,883,250	7,308,250
当期変動額								
剰余金の配当							△443,442	△443,442
当期純利益							1,344,002	1,344,002
自己株式の取得								
自己株式の処分			5,925	5,925				
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）								
当期変動額合計	-	-	5,925	5,925	-	-	900,560	900,560
当期末残高	477,300	587,341	10,129	597,471	25,000	400,000	7,783,810	8,208,810

	株主資本		評価・換算差額等		純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
当期首残高	△55,555	8,321,541	76,962	76,962	8,398,504
当期変動額					
剰余金の配当		△443,442			△443,442
当期純利益		1,344,002			1,344,002
自己株式の取得		-			-
自己株式の処分	7,259	13,185			13,185
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）			18,013	18,013	18,013
当期変動額合計	7,259	913,745	18,013	18,013	931,758
当期末残高	△48,295	9,235,286	94,975	94,975	9,330,262

④【キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	当事業年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税引前当期純利益	1,547,922	1,893,682
減価償却費	36,110	47,590
賞与引当金の増減額 (△は減少)	14,000	28,000
役員賞与引当金の増減額 (△は減少)	△1,250	-
長期未払金の増減額 (△は減少)	△27,875	-
受注損失引当金の増減額 (△は減少)	-	20,000
前払年金費用の増減額 (△は増加)	△49,608	△66,597
受取利息及び受取配当金	△8,665	△13,548
支払利息	675	891
売上債権の増減額 (△は増加)	△836,817	△1,889,927
未収入金の増減額 (△は増加)	1,075	△918
棚卸資産の増減額 (△は増加)	△17,552	△360,076
仕入債務の増減額 (△は減少)	106,172	532,539
未払金の増減額 (△は減少)	△11,500	127,489
未払消費税等の増減額 (△は減少)	60,447	△136,646
株式報酬費用	13,892	13,143
その他	△8,995	△25,044
小計	818,030	170,576
利息及び配当金の受取額	8,116	13,028
利息の支払額	△682	△902
法人税等の支払額	△441,390	△433,190
営業活動によるキャッシュ・フロー	384,074	△250,488
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有形固定資産の取得による支出	△33,196	△24,728
無形固定資産の取得による支出	△5,411	△14,299
投資有価証券の取得による支出	△201,828	△301,937
投資有価証券の売却及び償還による収入	100,000	300,000
敷金及び保証金の差入による支出	△5,515	-
敷金及び保証金の回収による収入	12,160	-
資産除去債務の履行による支出	△5,389	-
投資活動によるキャッシュ・フロー	△139,180	△40,965
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入れによる収入	300,000	300,000
短期借入金の返済による支出	△300,000	△300,000
配当金の支払額	△350,993	△443,380
自己株式の取得による支出	△410	-
リース債務の返済による支出	△1,587	△2,054
財務活動によるキャッシュ・フロー	△352,991	△445,434
現金及び現金同等物に係る換算差額	5	0
現金及び現金同等物の増減額 (△は減少)	△108,092	△736,889
現金及び現金同等物の期首残高	3,076,668	2,968,575
現金及び現金同等物の期末残高	※ 2,968,575	※ 2,231,686

【注記事項】

(重要な会計方針)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

(1) 子会社株式

移動平均法による原価法を採用しております。

(2) 満期保有目的の債券

原価法を採用しております。

(3) その他有価証券

・市場価格のない株式等以外のもの

時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算出）を採用しております。

・市場価格のない株式等

移動平均法による原価法を採用しております。

2. 棚卸資産の評価基準及び評価方法

(1) 商品

先入先出法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）を採用しております。

(2) 製品

個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）を採用しております。

3. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法を採用しております。ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 3～15年

工具、器具及び備品 3～15年

(2) 無形固定資産（リース資産を除く）

自社使用のソフトウェアについては、利用可能期間（3～5年）に基づく定額法によっております。

市場販売目的のソフトウェアについては、見込販売期間（3年）における見込販売収益に基づく償却額と販売可能な残存有効期間に基づく均等配分額を比較し、いずれか大きい金額を償却費として計上しております。

(3) リース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

4. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権など特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上することとしております。

(2) 賞与引当金

従業員の賞与金の支払に備えて、賞与支給見込額の当期負担額を計上しております。

(3) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。なお、当事業年度末では、年金資産の合計額が退職給付債務から未認識数理計算上の差異を控除した金額を超過しているため、当該超過額を前払年金費用（投資その他の資産）に計上しております。

①退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

②数理計算上の差異の費用処理方法

数理計算上の差異については、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(10年)による定額法により按分した額をそれぞれ発生翌事業年度から費用処理しています。

(4) 役員賞与引当金

役員賞与の支出に備えて、当事業年度における支給見込額に基づき計上しております。

(5) 受注損失引当金

受注契約に係る将来の損失に備えるため、当事業年度末において、将来の損失が見込まれ、かつ、その金額を合理的に見積ることが可能なものについては、損失見込額を計上しております。

5. 収益及び費用の計上基準

当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

(1) システムインテグレーション及び受託開発等

主として顧客仕様のシステム等受託開発及びシステム関連の役務提供であります。

これらの提供は、履行により別の用途に転用することができない資産が生じ、あるいは履行するにつれて顧客が便益を享受するものであり、かつ顧客との契約における義務の履行完了部分について対価を収受する強制力のある権利を有していると考えられます。このため、一定の期間にわたり充足される履行義務であると判断し、履行義務の充足に係る進捗度を見積り、当該進捗度に基づき収益を認識しております。

また当社は案件毎に総原価を合理的に見積り厳格な進捗管理を実施しているため、原価に基づく進捗状況が履行を忠実に描写すると考えております。

このため発生した原価を基礎としたインプットに基づき、履行義務の充足に係る進捗度を合理的に見積ることができるかと判断しております。

進捗度の測定は、契約ごとに、期末日までに発生した原価が、見積り総原価に占める割合に基づいて行っております。

(2) 期間対応の保守、運用その他のサービス

顧客との契約期間にわたり保守、運用その他のサービスを提供するものであります。

これらの提供は契約期間内に適時行うものであり、当該期間の経過に応じて契約における義務が履行され顧客が便益を享受すると考えられるため、一定の期間にわたり充足される履行義務と判断し、契約期間にわたり均等に収益を認識しております。

(3) 商品及び製品販売

ハードウェア、ソフトウェア等の販売であります。

これらの販売については、引渡により、顧客に当該商製品に対する支配が移転し、履行義務が充足されることから、検収等による顧客への引渡時点で収益を認識しております。

6. キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

キャッシュ・フロー計算書における資金（現金及び現金同等物）は、手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なりスクしか負わない取得日から3か月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。

(重要な会計上の見積り)

(原価進捗率に基づく売上高)

(1) 当事業年度の財務諸表に計上した金額

(単位：千円)

	前事業年度	当事業年度
売上高	7,103,842	8,225,024

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

「(重要な会計方針) 5. 収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

(未適用の会計基準等)

- ・「リースに関する会計基準」(企業会計基準第34号 2024年9月13日 企業会計基準委員会)
- ・「リースに関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第33号 2024年9月13日 企業会計基準委員会) 等

(1) 概要

企業会計基準委員会において、日本基準を国際的に整合性のあるものとする取組みの一環として、借手の全てのリースについて資産及び負債を認識するリースに関する会計基準の開発に向けて、国際的な会計基準を踏まえた検討が行われ、基本的な方針として、IFRS第16号の単一の会計処理モデルを基礎とするものの、IFRS第16号の全ての定めを採り入れるのではなく、主要な定めのみを採り入れることにより、簡素で利便性が高く、かつ、IFRS第16号の定めを個別財務諸表に用いても、基本的に修正が不要となることを目指したリース会計基準等が公表されました。

借手の会計処理として、借手のリースの費用配分の方法については、IFRS第16号と同様に、リースがファイナンス・リースであるかオペレーティング・リースであるかにかかわらず、全てのリースについて使用权資産に係る減価償却費及びリース負債に係る利息相当額を計上する単一の会計処理モデルが適用されます。

(2) 適用予定日

2028年3月期の期首から適用します。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

「リースに関する会計基準」等の適用による財務諸表に与える影響額については、現時点で評価中であり
ます。

(貸借対照表関係)

※1 顧客との契約から生じた債権等

顧客との契約から生じた債権及び契約負債の残高は、「(収益認識関係) 3. 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当事業年度末において存在する顧客との契約から翌事業年度以降に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報」に記載しております。

※2 当期において、国庫補助金の受入れにより、工具、器具及び備品について108千円の圧縮記帳を行いました。

なお、有形固定資産に係る国庫補助金の受入れによる圧縮記帳累計額は、次のとおりであります。

	前事業年度 (2024年3月31日)	当事業年度 (2025年3月31日)
工具、器具及び備品	5,297千円	5,405千円
計	5,297	5,405

(損益計算書関係)

※1 顧客との契約から生じる収益

売上高については、顧客との契約から生じる収益及びそれ以外の収益を区分して記載しておりません。顧客との契約から生じる収益の金額は、「(収益認識関係) 1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報」に記載しております。

※2 販売費に属する費用のおおよその割合は前事業年度9.5%、当事業年度9.5%、一般管理費に属する費用のおおよその割合は前事業年度90.5%、当事業年度90.5%であります。

販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。

	前事業年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	当事業年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)
役員報酬	114,135千円	125,480千円
給与手当	217,958	242,822
賞与	46,752	60,957
賞与引当金繰入額	38,609	43,389
役員賞与引当金繰入額	31,250	31,250
株式報酬費用	13,892	13,143
退職給付費用	12,453	11,669
減価償却費	6,566	7,851
研究開発費	100,436	151,009

※3 一般管理費に含まれる研究開発費の総額

	前事業年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	当事業年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)
	100,436千円	151,009千円

(株主資本等変動計算書関係)

前事業年度(自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当事業年度 期首株式数(株)	当事業年度 増加株式数(株)	当事業年度 減少株式数(株)	当事業年度末 株式数(株)
発行済株式				
普通株式	5,120,000	—	—	5,120,000
合計	5,120,000	—	—	5,120,000
自己株式				
普通株式 (注) 1. 2.	26,867	90	4,000	22,957
合計	26,867	90	4,000	22,957

(注) 1. 普通株式の自己株式の株式数の増加90株は、単元未満株式の買取りによる増加90株であります。

2. 普通株式の自己株式の株式数の減少4,000株は、取締役会決議による譲渡制限付株式報酬としての自己株式の処分による減少4,000株であります。

2. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

該当事項はありません。

3. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2023年6月28日 定時株主総会	普通株式	351,426	69.00	2023年3月31日	2023年6月29日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (千円)	配当の原資	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2024年6月26日 定時株主総会	普通株式	443,442	利益剰余金	87.00	2024年3月31日	2024年6月27日

当事業年度（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当事業年度 期首株式数（株）	当事業年度 増加株式数（株）	当事業年度 減少株式数（株）	当事業年度末 株式数（株）
発行済株式				
普通株式	5,120,000	—	—	5,120,000
合計	5,120,000	—	—	5,120,000
自己株式				
普通株式（注）	22,957	—	3,000	19,957
合計	22,957	—	3,000	19,957

（注）普通株式の自己株式の株式数の減少3,000株は、取締役会決議による譲渡制限付株式報酬としての自己株式の処分による減少3,000株であります。

2. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

該当事項はありません。

3. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

（決議）	株式の種類	配当金の総額 （千円）	1株当たり 配当額（円）	基準日	効力発生日
2024年6月26日 定時株主総会	普通株式	443,442	87.00	2024年3月31日	2024年6月27日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

（決議）	株式の種類	配当金の総額 （千円）	配当の原資	1株当たり 配当額（円）	基準日	効力発生日
2025年6月26日 定時株主総会	普通株式	561,004	利益剰余金	110.00	2025年3月31日	2025年6月27日

（注）2025年6月26日定時株主総会による1株当たり配当額には、上場20周年記念配当5円を含んでおります。

（キャッシュ・フロー計算書関係）

※ 現金及び現金同等物の期末残高と貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

	前事業年度 （自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）	当事業年度 （自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）
現金及び預金勘定	2,968,575千円	2,231,686千円
現金及び現金同等物	2,968,575	2,231,686

（リース取引関係）

重要性が乏しいため注記を省略しております。

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

資金運用については、安全性の高い金融資産に限定し、また、短期的な運転資金を銀行借入により調達しております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。当該リスクについては、与信管理規程に従って取引を行い、取引先ごとに回収期日及び残高を管理すると共に、取引先の状況をモニタリングして財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握に努めることにより、軽減を図っております。

投資有価証券は、発行体の信用リスク及び市場価格の変動リスクに晒されております。満期保有目的の債券については、資産運用基準に従い格付けの高い債券のみを対象としているため、信用リスクは僅少であります。株式については、業務上の関係を有する企業の株式であり、定期的に時価や発行体の財務状況を把握しております。

営業債務である買掛金、未払法人税等、未払消費税等は、そのほとんどが2か月以内の支払期日であります。資金調達にかかる流動性リスクについては、資金繰計画を作成・更新すると共に、手許流動性の維持などによりリスクを軽減しております。

(3) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

前事業年度（2024年3月31日）

	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
投資有価証券(*2)			
満期保有目的の債券	1,000,000	997,002	△2,998
その他有価証券	148,860	148,860	—
資産計	1,148,860	1,145,862	△2,998

当事業年度（2025年3月31日）

	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
投資有価証券(*2)			
満期保有目的の債券	1,000,000	978,173	△21,827
その他有価証券	178,559	178,559	—
資産計	1,178,559	1,156,732	△21,827

(*1) 「現金及び預金」については現金であること、及び預金は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

「受取手形」、「売掛金」、「買掛金」、「未払法人税等」、「未払消費税等」については、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

(*2) 市場価格のない株式等は、「投資有価証券」には含まれておりません。当該金融商品の貸借対照表計上額は以下のとおりであります。

区分	前事業年度 (千円)	当事業年度 (千円)
非上場株式	500	500
関係会社株式	11,400	11,400

(注) 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額
前事業年度(2024年3月31日)

	1年以内 (千円)	1年超5年以内 (千円)	5年超10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	2,968,575	—	—	—
受取手形	38,174	—	—	—
売掛金	3,053,155	—	—	—
投資有価証券				
満期保有目的の債券				
社債	—	—	1,000,000	—
合計	6,059,906	—	1,000,000	—

期日の定めがないものについては、償還予定額に含めておりません。

当事業年度(2025年3月31日)

	1年以内 (千円)	1年超5年以内 (千円)	5年超10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	2,231,686	—	—	—
受取手形	52,145	—	—	—
売掛金	4,666,053	—	—	—
投資有価証券				
満期保有目的の債券				
社債	—	—	1,000,000	—
合計	6,949,885	—	1,000,000	—

期日の定めがないものについては、償還予定額に含めておりません。

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価： 観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価： 観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価： 観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価で貸借対照表に計上している金融商品

前事業年度(2024年3月31日)

区分	時価(千円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券				
其他有価証券				
株式	148,860	—	—	148,860
資産計	148,860	—	—	148,860

当事業年度（2025年3月31日）

区分	時価（千円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券				
その他有価証券				
株式	178,559	—	—	178,559
資産計	178,559	—	—	178,559

(2) 時価で貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

前事業年度（2024年3月31日）

区分	時価（千円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券				
満期保有目的の債券				
社債	—	997,002	—	997,002
資産計	—	997,002	—	997,002

当事業年度（2025年3月31日）

区分	時価（千円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券				
満期保有目的の債券				
社債	—	978,173	—	978,173
資産計	—	978,173	—	978,173

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

投資有価証券

上場株式、社債は相場価格を用いて評価しております。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。一方で、当社が保有している社債は、市場での取引頻度が低く、活発な市場における相場価格とは認められないため、その時価をレベル2の時価に分類しております。

(有価証券関係)

1. 満期保有目的の債券

前事業年度(2024年3月31日)

	種類	貸借対照表 計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
時価が貸借対照表計上額 を超えるもの	(1) 国債・地方債等	—	—	—
	(2) 社債	200,000	200,976	976
	(3) その他	—	—	—
	小計	200,000	200,976	976
時価が貸借対照表計上額 を超えないもの	(1) 国債・地方債等	—	—	—
	(2) 社債	800,000	796,026	△3,974
	(3) その他	—	—	—
	小計	800,000	796,026	△3,974
合計		1,000,000	997,002	△2,998

当事業年度(2025年3月31日)

	種類	貸借対照表 計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
時価が貸借対照表計上額 を超えるもの	(1) 国債・地方債等	—	—	—
	(2) 社債	—	—	—
	(3) その他	—	—	—
	小計	—	—	—
時価が貸借対照表計上額 を超えないもの	(1) 国債・地方債等	—	—	—
	(2) 社債	1,000,000	978,173	△21,827
	(3) その他	—	—	—
	小計	1,000,000	978,173	△21,827
合計		1,000,000	978,173	△21,827

2. 子会社株式

市場価格のない株式等の貸借対照表計上額

区分	前事業年度 (千円)	当事業年度 (千円)
子会社株式	11,400	11,400

3. その他有価証券
前事業年度（2024年3月31日）

	種類	貸借対照表 計上額 (千円)	取得原価 (千円)	差額 (千円)
貸借対照表計上額が取得 原価を超えるもの	(1) 株式	148,860	37,930	110,929
	(2) 債券			
	① 国債・地方債等	—	—	—
	② 社債	—	—	—
	③ その他	—	—	—
	(3) その他	—	—	—
	小計	148,860	37,930	110,929
貸借対照表計上額が取得 原価を超えないもの	(1) 株式	—	—	—
	(2) 債券			
	① 国債・地方債等	—	—	—
	② 社債	—	—	—
	③ その他	—	—	—
	(3) その他	—	—	—
	小計	—	—	—
合計		148,860	37,930	110,929

(注) 非上場株式（貸借対照表計上額 500千円）については、市場価格がないことから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

当事業年度（2025年3月31日）

	種類	貸借対照表 計上額 (千円)	取得原価 (千円)	差額 (千円)
貸借対照表計上額が取得 原価を超えるもの	(1) 株式	178,559	39,868	138,691
	(2) 債券			
	① 国債・地方債等	—	—	—
	② 社債	—	—	—
	③ その他	—	—	—
	(3) その他	—	—	—
	小計	178,559	39,868	138,691
貸借対照表計上額が取得 原価を超えないもの	(1) 株式	—	—	—
	(2) 債券			
	① 国債・地方債等	—	—	—
	② 社債	—	—	—
	③ その他	—	—	—
	(3) その他	—	—	—
	小計	—	—	—
合計		178,559	39,868	138,691

(注) 非上場株式（貸借対照表計上額 500千円）については、市場価格がないことから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

(デリバティブ取引関係)

該当事項はありません。

(退職給付関係)

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、従業員の退職給付に充てるため、積立型の確定給付制度として確定給付企業年金制度を採用し、勤務期間に基づいた一時金又は年金を支給しております。また、従業員の退職に際して割増退職金を支払う場合があります。なお、当社は複数事業主制度の全国情報サービス産業企業年金基金に加入しておりますが、自社の拠出に対応する年金資産の額を合理的に計算することができないため、確定拠出制度と同様に会計処理しております。

2. 確定給付制度

(1) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

	前事業年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	当事業年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)
退職給付債務の期首残高	1,168,115千円	1,188,448千円
勤務費用	104,148	104,654
利息費用	4,322	7,962
数理計算上の差異の発生額	△19,723	△33,101
退職給付の支払額	△68,414	△67,824
退職給付債務の期末残高	1,188,448	1,200,139

(2) 年金資産の期首残高と期末残高の調整表

	前事業年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	当事業年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)
年金資産の期首残高	1,822,272千円	2,036,556千円
期待運用収益	17,858	19,754
数理計算上の差異の発生額	137,293	△31,838
事業主からの拠出額	127,546	131,084
退職給付の支払額	△68,414	△67,824
年金資産の期末残高	2,036,556	2,087,731

(3) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金及び前払年金費用の調整表

	前事業年度 (2024年3月31日)	当事業年度 (2025年3月31日)
積立型制度の退職給付債務	1,188,448千円	1,200,139千円
年金資産	△2,036,556	△2,087,731
	△848,107	△887,592
非積立型制度の退職給付債務	—	—
未積立退職給付債務	△848,107	△887,592
未認識数理計算上の差異	248,013	220,900
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	△600,094	△666,691
前払年金費用	△600,094	△666,691
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	△600,094	△666,691

(4) 退職給付費用及びその内訳項目の金額

	前事業年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	当事業年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)
勤務費用	104,148千円	104,654千円
利息費用	4,322	7,962
期待運用収益	△17,858	△19,754
数理計算上の差異の費用処理額	△12,673	△28,375
臨時に支払った割増退職金	—	—
その他	△111	△ 116
確定給付制度に係る退職給付費用	77,827	64,370

(5) 年金資産に関する事項

① 年金資産の主な内訳

年金資産合計に対する主な分類ごとの比率は、次のとおりであります。

	前事業年度 (2024年3月31日)	当事業年度 (2025年3月31日)
国内株式	11.3%	8.7%
外国株式	10.7	8.7
国内債券	11.2	13.1
外国債券	8.6	11.9
一般勘定	46.4	47.2
その他	11.8	10.4
合 計	100.0	100.0

② 長期期待運用収益率の設定方法

年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分と、年金資産を構成する多様な資産からの現在及び将来期待される長期の収益率を考慮しております。

(6) 数理計算上の基礎計算に関する事項

主要な数理計算上の計算基礎

	前事業年度 (2024年3月31日)	当事業年度 (2025年3月31日)
割引率	0.67%	0.99%
長期期待運用収益率	0.97%	0.97%

3. 複数事業主制度

確定拠出制度と同様に会計処理する、複数事業主制度の企業年金基金制度への要拠出額は、前事業年度20,782千円、当事業年度21,595千円であります。

(1) 複数事業主制度の直近の積立状況

	前事業年度 (2024年3月31日現在)	当事業年度 (2025年3月31日現在)
年金資産の額	255,330百万円	263,204百万円
年金財政計算上の数理債務の額と 最低責任準備金の額との合計額	206,318	214,192
差引額	49,012	49,012

(2) 複数事業主制度の掛金に占める当社の割合

前事業年度	0.30%	(2023年3月分)
当事業年度	0.30%	(2024年3月分)

(3) 補足説明

当該企業年金基金では個々の企業ごとに選択加入する第2年金が併設されておりますが、当社はこれに加入していないため、第2年金部分を除いた数値を記載しております。

上記(1)の差引額の主な要因は、年金財政計算上の繰越剰余金（前事業年度49,012百万円、当事業年度49,012百万円）であります。

上記(2)の割合は、当社の実際の負担割合とは一致しません。

(ストック・オプション等関係)

該当事項はありません。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前事業年度 (2024年3月31日)	当事業年度 (2025年3月31日)
繰延税金資産		
賞与引当金	107,782千円	116,356千円
賞与引当金に係る社会保険料	16,382	17,579
未払賞与	—	23,079
未払事業税	18,861	25,892
売上高加算調整額	2,845	4,000
受注損失引当金	—	6,124
長期未払金	29,561	30,430
株式報酬費用	14,636	19,209
減価償却超過額	8,494	7,688
資産除去債務	17,926	18,580
その他	4,493	4,522
繰延税金資産合計	220,983	273,462
繰延税金負債		
資産除去債務に対応する除去費用	△12,184	△11,362
前払年金費用	△183,748	△210,141
その他有価証券評価差額金	△33,966	△43,715
その他	△13	△14
繰延税金負債合計	△229,913	△265,233
繰延税金資産（負債）の純額	△8,930	8,229

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	前事業年度 (2024年3月31日)	当事業年度 (2025年3月31日)
法定実効税率	30.62%	30.62%
(調整)		
賃上げ促進税制による税額控除	△2.11	△1.77
その他	0.08	0.18
税効果会計適用後の法人税等の負担率	28.59	29.03

3. 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」（令和7年法律第13号）が2025年3月31日に国会で成立したことに伴い、2026年4月1日以後開始する事業年度より、「防衛特別法人税」の課税が行われることになりました。

これに伴い、2026年4月1日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異に係る繰延税金資産及び繰延税金負債については、法定実効税率を30.62%から31.52%に変更し計算しております。

この変更により、当事業年度の繰延税金資産の金額（繰延税金負債の金額を控除した金額）は5,495千円減少し、法人税等調整額が4,247千円増加し、その他有価証券評価差額金が1,248千円減少しております。

(持分法損益等)

該当事項はありません。

(資産除去債務関係)

重要性が乏しいため注記を省略しております。

(収益認識関係)

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

前事業年度（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）

(単位：千円)

	受託開発等	ソリューション 製品等	合計
一時点で移転される財	118,104	19,800	137,904
一定の期間にわたり移転される財	8,291,242	105,385	8,396,627
顧客との契約から生じる収益	8,409,346	125,185	8,534,531
その他の収益	—	—	—
外部顧客への売上高	8,409,346	125,185	8,534,531

当事業年度（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）

(単位：千円)

	受託開発等	ソリューション 製品等	合計
一時点で移転される財	606,993	19,740	626,733
一定の期間にわたり移転される財	9,542,317	126,320	9,668,637
顧客との契約から生じる収益	10,149,310	146,060	10,295,370
その他の収益	—	—	—
外部顧客への売上高	10,149,310	146,060	10,295,370

2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

当社の主要な事業である受託開発等における、顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報については、「（重要な会計方針）5. 収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

3. 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当事業年度末において存在する顧客との契約から翌事業年度以降に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

(1) 顧客との契約から生じた債権及び契約負債の残高等

(単位：千円)

	前事業年度	当事業年度
顧客との契約から生じた債権（期首残高）	2,416,852	3,091,330
顧客との契約から生じた債権（期末残高）	3,091,330	4,718,198
契約負債（期首残高）	31,952	26,481
契約負債（期末残高）	26,481	29,279

貸借対照表において、顧客との契約から生じた債権は「受取手形」「売掛金」に含まれており、契約負債は「前受金」に含まれております。また、前事業年度に認識された収益の額のうち期首現在の契約負債残高に含まれていた額は25,297千円、当事業年度に認識された収益の額のうち期首現在の契約負債残高に含まれていた額は16,484千円であります。

(2) 残存履行義務に配分した取引価格

残存履行義務に配分した取引価格の総額及び収益の認識が見込まれる期間は、以下のとおりであります。

(単位：千円)

	前事業年度	当事業年度
1年以内	4,443,358	4,705,915
1年超2年以内	563,575	609,802
2年超3年以内	315,332	447,514
3年超	447,405	498,332
合計	5,769,672	6,261,566

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

当社は、情報サービス事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

【関連情報】

前事業年度（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）

1. 製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービス区分の外部顧客への売上高が損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦の外部顧客への売上高が損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高のうち、損益計算書の売上高の10%以上を占めるものがないため、記載を省略しております。

当事業年度（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）

1. 製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービス区分の外部顧客への売上高が損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦の外部顧客への売上高が損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高のうち、損益計算書の売上高の10%以上を占めるものがないため、記載を省略しております。

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

該当事項はありません。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

該当事項はありません。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

該当事項はありません。

【関連当事者情報】

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

	前事業年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	当事業年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)
1株当たり純資産額	1,647.72円	1,829.45円
1株当たり当期純利益	216.90円	263.58円

(注) 1. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

2. 1株当たり当期純利益の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前事業年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	当事業年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)
当期純利益 (千円)	1,105,316	1,344,002
普通株主に帰属しない金額 (千円)	—	—
普通株式に係る当期純利益 (千円)	1,105,316	1,344,002
期中平均株式数 (株)	5,095,898	5,099,122

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

⑤【附属明細表】

【有形固定資産等明細表】

資産の種類	当期首残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (千円)	当期末残高 (千円)	当期末減価 却累計額又は 償却累計額 (千円)	当期償却額 (千円)	差引当期末 残高 (千円)
有形固定資産							
建物	170,811	1,250	—	172,062	78,039	11,038	94,022
工具、器具及び備品	185,110	47,872	26,862	206,120	134,460	23,913	71,659
リース資産	10,105	4,238	—	14,343	4,895	2,008	9,447
有形固定資産計	366,026	53,361	26,862	392,526	217,395	36,960	175,130
無形固定資産							
ソフトウェア	51,790	8,909	1,497	59,201	50,715	10,579	8,486
ソフトウェア仮勘定	625	5,934	6,560	—	—	—	—
無形固定資産計	52,415	14,843	8,057	59,201	50,715	10,579	8,486

(注) 圧縮記帳については、注記事項（貸借対照表関係※2）をご参照ください。

【社債明細表】

該当事項はありません。

【借入金等明細表】

区分	当期首残高 (千円)	当期末残高 (千円)	平均利率 (%)	返済期限
短期借入金	36,000	36,000	1.446	—
1年以内に返済予定の長期借入金	—	—	—	—
1年以内に返済予定のリース債務	1,587	2,520	—	—
長期借入金（1年以内に返済予定のものを除く。）	—	—	—	—
リース債務（1年以内に返済予定のものを除く。）	6,351	8,027	—	2026年～2029年
その他有利子負債	—	—	—	—
合計	43,939	46,547	—	—

(注) 1. 平均利率については、期末借入金残高に対する加重平均利率を記載しております。

2. リース債務の平均利率については、リース料総額に含まれる利息相当額を控除する前の金額でリース債務を貸借対照表に計上しているため、記載しておりません。

3. リース債務（1年以内に返済予定のものを除く。）の貸借対照表日後5年間の返済予定額は以下のとおりであります。

	1年超2年以内 (千円)	2年超3年以内 (千円)	3年超4年以内 (千円)	4年超5年以内 (千円)
リース債務	2,520	2,520	2,520	466

【引当金明細表】

区分	当期首残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (目的使用) (千円)	当期減少額 (その他) (千円)	当期末残高 (千円)
賞与引当金	352,000	380,000	352,000	—	380,000
役員賞与引当金	31,250	31,250	31,250	—	31,250
受注損失引当金	—	20,000	—	—	20,000

【資産除去債務明細表】

当事業年度期首及び当事業年度末における資産除去債務の金額が、当事業年度期首及び当事業年度末における負債及び純資産の合計額の100分の1以下であるため、財務諸表等規則第125条の2の規定により記載を省略しております。

(2) 【主な資産及び負債の内容】

①現金及び預金

区分	金額（千円）
現金	748
預金	
当座預金	188,257
普通預金	936,331
定期預金	1,104,426
別段預金	1,922
小計	2,230,937
合計	2,231,686

②受取手形

イ. 相手先別内訳

相手先	金額（千円）
東芝インフラシステムズ株式会社	46,695
横河電機株式会社	3,828
リックス株式会社	1,622
合計	52,145

(注) 東芝インフラシステムズ株式会社は、2025年4月1日付で株式会社東芝に吸収合併されております。

ロ. 期日別内訳

期日別	金額（千円）
2025年5月	3,113
6月	28,957
7月	19,690
8月	385
9月以降	—
合計	52,145

③売掛金、契約資産

イ. 相手先別内訳(売掛金)

相手先	金額（千円）
独立行政法人医薬品医療機器総合機構	857,866
環境省	543,905
経済産業省	491,226
厚生労働省	280,573
国立研究開発法人情報通信研究機構	233,462
その他	2,259,018
合計	4,666,053

ロ. 相手先別内訳(契約資産)

相手先	金額（千円）
最高裁判所	249,929
独立行政法人中小企業基盤整備機構	211,080
独立行政法人医薬品医療機器総合機構	179,057
国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構	147,533
厚生労働省	98,414
その他	991,305
合計	1,877,321

ハ. 売掛金、契約資産の発生及び回収並びに滞留状況

当期首残高 （千円）	当期発生高 （千円）	当期回収高 （千円）	当期末残高 （千円）	回収率 （％）	滞留期間 （日）
(A)	(B)	(C)	(D)	$\frac{(C)}{(A) + (B)} \times 100$	$\frac{(A) + (D)}{2}$ $\frac{\quad}{(B)}$ 365
4,664,619	11,298,426	9,419,670	6,543,374	59.0	181.0

（注）消費税等の会計処理は、税抜方式を採用しておりますが、上記金額には消費税等が含まれております。

④商品及び製品

品目	金額（千円）
商品	
EDIライセンス	295,547
情報関連機器等	82,132
合計	377,680

⑤投資有価証券

区分及び銘柄	金額（千円）
株式	
富士通株式会社	178,559
その他（１銘柄）	500
計	179,059
債券	
株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループ社債	600,000
株式会社みずほフィナンシャルグループ社債	400,000
計	1,000,000
合計	1,179,059

⑥前払年金費用

項目	金額（千円）
確定給付型企業年金に係る前払年金費用	666,691
合計	666,691

⑦買掛金

相手先	金額（千円）
株式会社ライトウェル	466,606
株式会社ビッツ	64,520
レキオソフト株式会社	52,918
株式会社アイヴィス	44,495
株式会社サンテク	34,739
その他	310,155
合計	973,435

(3) 【その他】

当事業年度における四半期情報等

(累計期間)	第1四半期	中間会計期間	第3四半期	当事業年度
売上高(千円)	2,178,820	4,495,399	7,093,336	10,295,370
税引前中間(当期)(四半期) 純利益(千円)	381,434	809,656	1,319,268	1,893,682
中間(当期)(四半期) 純利益(千円)	263,408	566,501	922,212	1,344,002
1株当たり中間(当期)(四半期) 純利益(円)	51.68	111.12	180.87	263.58

(会計期間)	第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期
1株当たり四半期純利益 (円)	51.68	59.44	69.75	82.70

(注) 当社は、第1四半期及び第3四半期について金融商品取引所の定める規則により四半期に係る財務情報を作成しておりますが、当該四半期に係る財務情報に対する期中レビューは受けておりません。

第6【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	4月1日から3月31日まで
定時株主総会	6月中
基準日	3月31日
剰余金の配当の基準日	9月30日 3月31日
1単元の株式数	100株
単元未満株式の買取り	単元未満株式の買取りの取扱いは、証券会社等の口座管理機関を経由して行うこととなっております。
取扱場所	_____
株主名簿管理人	_____
取次所	_____
買取手数料	無料
公告掲載方法	電子公告により行います。やむを得ない事由により、電子公告によることができない場合は、日本経済新聞に掲載する方法により行います。 公告掲載URL https://www.sec.co.jp/ja/ir/announce.html
株主に対する特典	該当事項はありません。

(注) 当社定款の定めにより、単元未満株主は、会社法第189条第2項各号に掲げる権利、取得請求権付株式の取得を請求する権利及び募集株式又は募集新株予約権の割当を受ける権利以外の権利を有しておりません。

第7【提出会社の参考情報】

1【提出会社の親会社等の情報】

当社は、金融商品取引法第24条の7第1項に規定する親会社等はありません。

2【その他の参考情報】

当事業年度の開始日から有価証券報告書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

(1) 有価証券報告書及びその添付書類並びに確認書

事業年度（第54期）（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日） 2024年6月27日関東財務局長に提出

(2) 内部統制報告書及びその添付書類

2024年6月27日関東財務局長に提出

(3) 半期報告書及び確認書

（第55期中）（自 2024年4月1日 至 2024年9月30日） 2024年11月12日関東財務局長に提出

(4) 臨時報告書

2024年6月27日関東財務局長に提出

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2（株主総会における議決権行使の結果）に基づく臨時報告書であります。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

2025年6月26日

株式会社セック

取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士

岩下 万樹

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士

柴田 勝啓

<財務諸表監査>

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社セックの2024年4月1日から2025年3月31日までの第55期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、キャッシュ・フロー計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社セックの2025年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査上の主要な検討事項

監査上の主要な検討事項とは、当事業年度の財務諸表の監査において、監査人が職業的専門家として特に重要であると判断した事項である。監査上の主要な検討事項は、財務諸表全体に対する監査の実施過程及び監査意見の形成において対応した事項であり、当監査法人は、当該事項に対して個別に意見を表明するものではない。

総製造原価の見積り	
監査上の主要な検討事項の内容及び決定理由	監査上の対応
【注記事項】（重要な会計方針）５．収益及び費用の計上基準に記載されている通り、システムインテグレーションおよび受託開発等については、一定の期間にわたり充足される履行義務であると判断し、履行義務の充足に係る進捗度を見積り、当該進捗度に基づき収益を認識している。なお、【注記事項】（重要な会計上の見積り）に記載されている通り、2025年3月期における一定の期間にわたり充足される履行義務に基づき、原価進捗率によって収益認識した金額は、8,225,024千円となっている。 会社は請負契約案件毎に期末日までに発生した原価が見積り総製造原価に占める割合に基づいて履行義務の充足に係る進捗度を測定している。 会社は進捗度を適切に測定するため、一定の能力・経験を備えたプロジェクトマネジャーが精緻に案件ごとの実行予算を策定し、開発部門長が承認する内部統制を設けるとともに、業務着手後において、開発部門から独立したモニタリング部門が予算実績管理を行い、必要に応じて進捗度の適時・適切な見直しを行う内部統制を整備・運用している。 しかしながら、会社が受注する案件には、新しい要素技術の実装等、個別性が強くソフトウェア構築の技術的難易度が高いものが多く含まれている。そのため、総製造原価の見積りは専門的な知識及び実務経験に基づく経営者の主観的な判断と、一定の不確実性を伴う。 以上より、当監査法人は、原価進捗率に基づく売上高の認識における契約案件毎の総製造原価の見積りは監査上の主要な検討事項に該当するものと判断した。	当監査法人は、見積総製造原価の妥当性を検討するにあたり、主として以下の監査手続を実施した。 ● 総製造原価の見積りに関する内部統制の有効性を評価した。特に以下の内部統制に焦点を当てて評価を実施した。 -開発部門長が案件ごとの実行予算を承認する内部統制 -モニタリング部門が予算実績管理を行い、必要に応じて進捗度の適時・適切な見直しを行う内部統制 ● モニタリング部門が予算実績管理に用いる資料の作成過程について理解した。 ● 一定期間にわたり充足される履行義務に基づき収益計上した各期の工事損益率等を比較分析し、異常性がないことを確かめた。 ● プロジェクト開始後の見積原価の見直しによって利益率が大きく変動した案件、および利益率が会社の平均的な水準から乖離している案件について、その背景を理解し、合理性を評価した上で、当該案件の予算書を閲覧し、適切な積上げ計算により原価の見積りが行われているか否かについて検討した。 ● 総製造原価の当初の見積額とその確定額又は再見積額を比較することによって、会社の総製造原価の当初の見積り方法の妥当性を検討した。 ● 請負契約の進捗に伴い、適時・適切かつ網羅的に実行予算の見直しを行っていることを会社の資料の閲覧等により確かめた。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

監査人は、監査等委員会と協議した事項のうち、当事業年度の財務諸表の監査で特に重要であると判断した事項を監査上の主要な検討事項と決定し、監査報告書において記載する。ただし、法令等により当該事項の公表が禁止されている場合や、極めて限定的ではあるが、監査報告書において報告することにより生じる不利益が公共の利益を上回ると合理的に見込まれるため、監査人が報告すべきでないと判断した場合は、当該事項を記載しない。

<内部統制監査>

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、株式会社セックの2025年3月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。

当監査法人は、株式会社セックが2025年3月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準における当監査法人の責任は、「内部統制監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

内部統制報告書に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

監査等委員会の責任は、財務報告に係る内部統制の整備及び運用状況を監視、検証することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

内部統制監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した内部統制監査に基づいて、内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、内部統制監査報告書において独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための監査手続を実施する。内部統制監査の監査手続は、監査人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。
- ・ 財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討する。
- ・ 内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、内部統制の監査を計画し実施する。監査人は、内部統制報告書の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した内部統制監査の範囲とその実施時期、内部統制監査の実施結果、識別した内部統制の開示すべき重要な不備、その是正結果、及び内部統制の監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

<報酬関連情報>

当監査法人及び当監査法人と同一のネットワークに属する者に対する、会社及び子会社の監査証明業務に基づく報酬及び非監査業務に基づく報酬の額は、「提出会社の状況」に含まれるコーポレート・ガバナンスの状況等(3)【監査の状況】に記載されている。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記の監査報告書の原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。
2. X B R Lデータは監査の対象には含まれていません。